

検査データの改ざんに係る追加の報告徴収
についての報告

平成 19 年 3 月 1 日
東京電力株式会社

目次

- 1 . 調査目的
 - 2 . 調査体制
 - 3 . 調査の進め方、調査対象等
 - 3 . 1 調査の進め方
 - 3 . 2 調査対象
 - 3 . 3 改ざんの有無の判断基準
 - 3 . 4 改ざん事案の評価
 - 4 . 調査結果
 - 4 . 1 データ改ざんの有無について
 - 4 . 2 各事案の評価
 - 5 . 原因の究明と全社的な再発防止対策
 - 5 . 1 再発防止対策の検討の進め方
 - 5 . 2 平成 15 年 3 月の再発防止対策の概要
 - 5 . 3 平成 14 年における原子力総点検において確認できなかった原因の究明の概要
 - 5 . 4 他発電設備への点検の水平展開
 - 5 . 5 共通的な課題の整理・分析・評価
 - 5 . 6 再発防止対策
 - 6 . おわりに
-
- 別冊 1 原子力発電設備についての調査結果
 - 別冊 2 平成 14 年における総点検において確認できなかった原因の究明
 - 別冊 3 火力発電設備についての調査結果
 - 別冊 4 水力発電設備についての調査結果

1 調査目的

当社は、「検査データの改ざんに係る報告徴収について（経済産業省 平成 18・12・05 原第 1 号 平成 18 年 12 月 5 日）」に基づき、原子力発電設備では 3 発電所 13 ユニット 7 事案を、火力発電設備では 2 発電所 3 ユニット 2 事案を、法定検査のデータ改ざんとして平成 19 年 1 月 31 日に報告した。

これを受け、経済産業省から当社に対し、平成 19 年 2 月 1 日に追加の報告徴収が発出された。本報告書は、この平成 19 年 2 月 1 日付けの報告徴収に基づき、

- ・ 原子力発電設備については、平成 19 年 1 月 31 日に報告したデータ改ざん及び追加的に見出されたデータ改ざんに関して、各々詳細な事実関係、原因の究明及び再発防止対策、並びに平成 14 年の総点検において確認できなかった原因の究明
- ・ 原子力以外の発電設備については、平成 19 年 1 月 31 日に報告したデータ改ざん及び追加的に見出されたデータ改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策

について取りまとめたものである。

調査対象は、水力、火力、原子力発電設備の他、内燃力、地熱、風力、太陽光発電設備とし、現存しなくとも法令により保存期間が定められている検査記録がある設備は対象とした。

また、法定検査に係るデータの改ざんとは、検査要領書の作成、検査準備作業、検査で確認する指示計（記録計、計算機の出力値、表示灯、警報装置などを含む）などに対して意図的に不当な操作を加えたものと定義し、調査を実施した。

参考 < 報告徴収の内容 >

「検査データの改ざんに係る報告徴収について」

（経済産業省 平成 18・12・05 原第 1 号 平成 18 年 12 月 5 日）

発電設備に関し、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく検査（使用前検査、定期検査、定期事業者検査、保安検査等の法定検査）に関するデータ処理における改ざんの有無（有の場合にあっては、その内容を含む。）について平成 19 年 1 月 31 日までに報告すること。

「検査データの改ざんに係る追加の報告徴収について」

（経済産業省 平成 19・01・31 原第 2 1 号 平成 19 年 2 月 1 日）

1. 原子力発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策並びに平成 14 年の総点検において確認できなかった原因の究明について平成 19 年 3 月 1 日までに報告すること。
2. 原子力以外の発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策について平成 19 年 3 月 1 日までに報告すること。

なお、法定検査に係るデータの改ざんが追加的に見出された場合は、同様にその事実関係、原因の究明及び再発防止対策を今回の指示の報告に含めること。

2 調査体制

常設のリスク管理委員会（委員長：勝俣社長）の下に、発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会（部会長：築館副社長、以下発電対策部会）、法令手続き等の不適切事例に対する再発防止策検討部会（部会長：築館副社長、以下再発防止策検討部会）を設置し、調査、検討を横断的かつ網羅的に推進し、報告書の取りまとめを行った。（図2 - 1 参照）

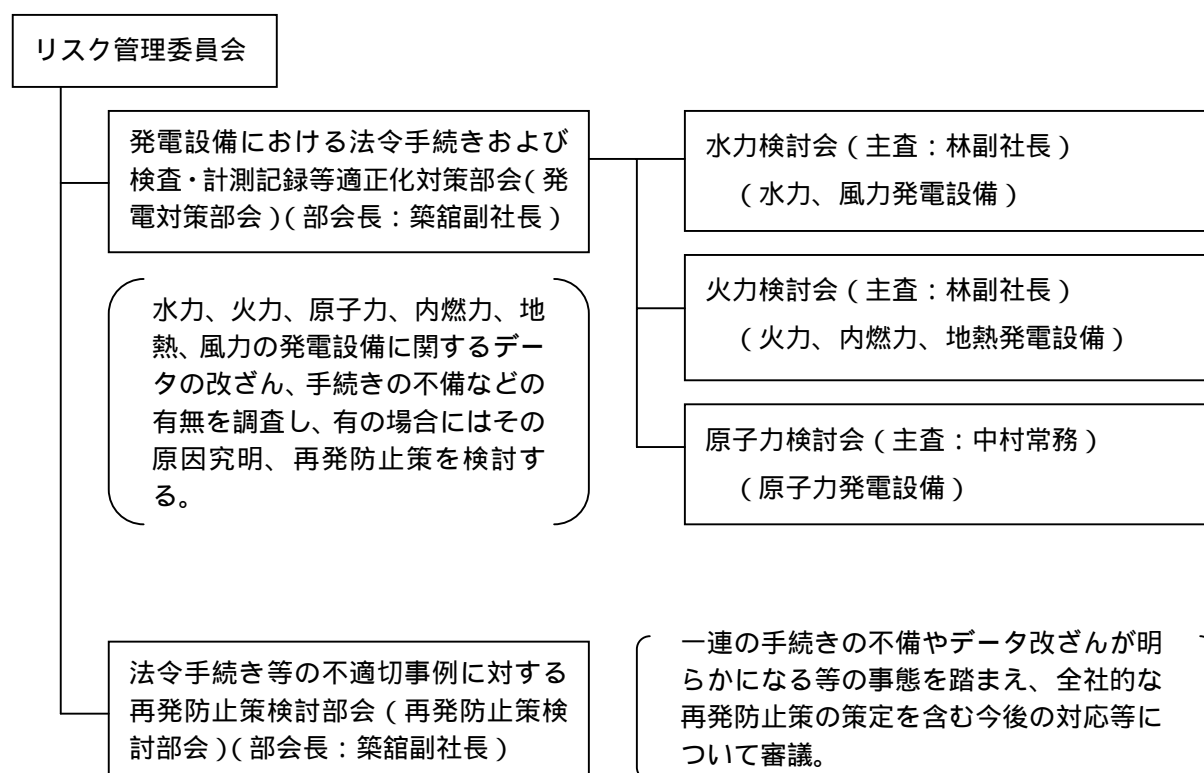


図2 - 1 体制図

発電対策部会、検討会（構成員については図2 - 2 参照）における調査、検討および報告書の取りまとめにあたっては、当該設備所管箇所によるセルフチェックに客観性、透明性を確保するため、当該設備部門の他の組織（本店、他発電所など）や社内法務部門及び監査部門なども参画するとともに、社外の弁護士や専門家からの助言も得た。また、必要に応じ社外専門家の協力を得て調査を進めることとした。

各部会、検討会の開催実績を表2 - 1 に示す。

各検討会での調査結果を取りまとめた報告書原案は、平成19年2月23日の発電対策部会及び再発防止策検討部会並びに平成19年2月27日の経営会議において調査結果の妥当性などの確認を経て、承認された。

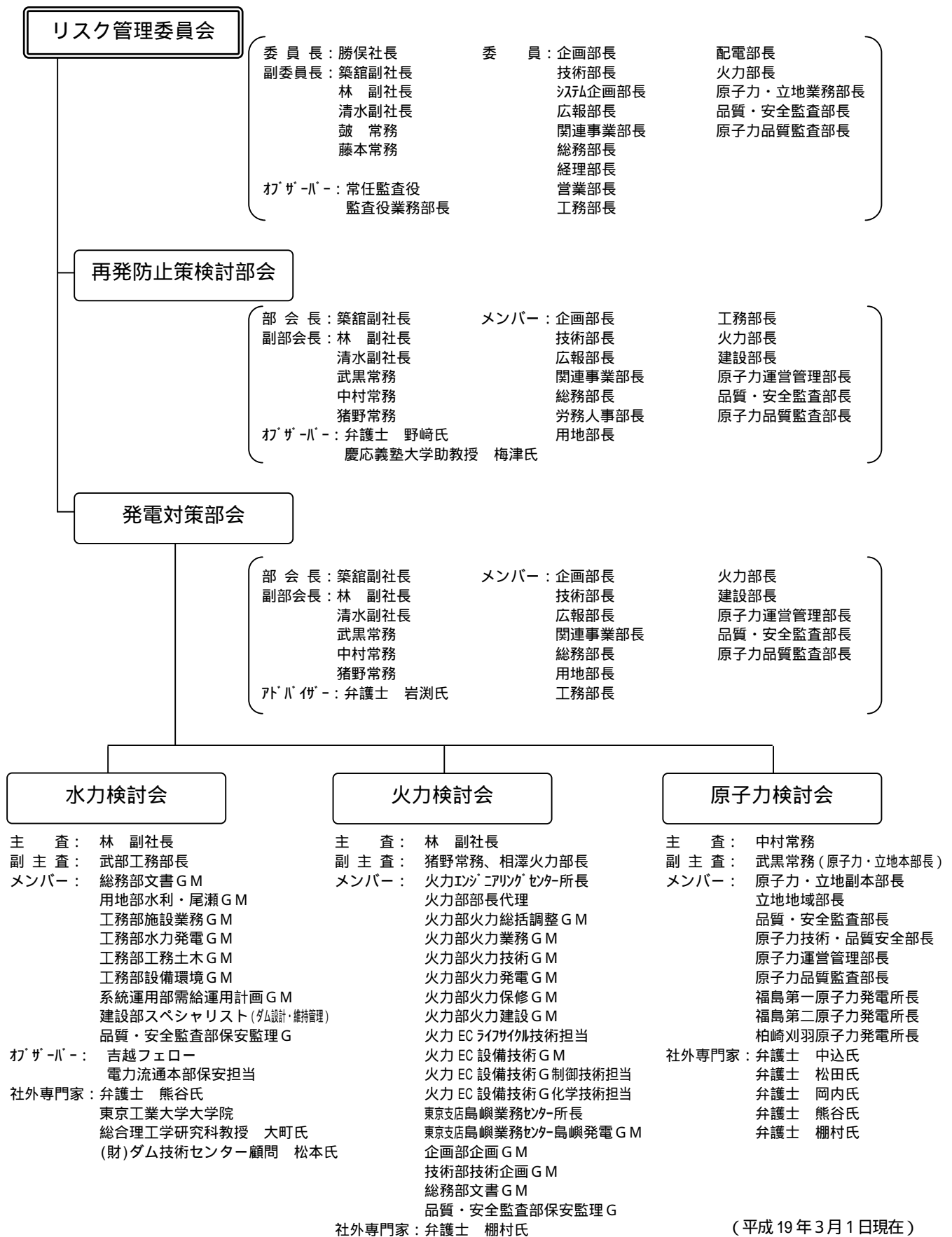


図 2 - 2 発電対策部会、各検討会 構成メンバー

表 2 - 1 発電設備における法定検査に係るデータ改ざん等の調査スケジュール

	平成18年12月			平成19年1月			平成19年2月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
原子力安全・保安院				10		31			3/1
発電対策部会 (計11回)	4 7	11 18	28	5	16	22 26	9		23
水力検討会 (計7回)	1 8	15		4	15		8		22
火力検討会 (計8回)		14	22		12 19	25		14	22 26
原子力検討会 (計13回)	8	19	25 27	4 8	16	25 29	6	18	21 26
再発防止策検討部会 (計3回)					16	22			23

12/5の報告徴収のうち、1/10は福島第一原子力発電所1号機のデータ改ざんについて、1/31は発電設備全体のデータ処理における改ざんについて報告

3 調査の進め方、調査対象等

3.1 調査の進め方

当社は、平成 14 年 8 月の原子力不祥事を踏まえ、平成 14 年 9 月に「4 つの約束」を、さらに平成 15 年 3 月に「当社原子力発電所における自主点検作業にかかる不適切な取り扱い等に対する再発防止対策の実施状況」を公表し、安全の確保と信頼関係の構築のための取り組みを推進してきた。

今回、各発電設備において検査データの改ざんが確認されたことを遺憾に思うとともに、改ざん事案を今後の取り組みの糧とするために、原因の究明、再発防止対策を検討するにあたっては、この平成 14 年の原子力不祥事以降の取り組みが有効に機能していたかどうかについての視点から分析、評価を行うこととした。

(1) 原子力発電設備では、平成 19 年 1 月 31 日時点で確認されたデータ改ざんに対して、引き続き関連資料の調査や社内外の関係者へのさらなる聞き取り調査を行い、事実関係を確認した。確認した事実関係から、当該改ざんを行うに至った問題点を抽出し、それらの問題点を心理面、環境面などにグルーピングすることにより根本原因への深掘を実施、それに基づいて再発防止対策を検討した。原因の究明や再発防止対策の検討においては、改ざんの時期、期間が平成 14 年の原子力不祥事前後で区別して検討することとし、特に、原子力としての社会的な責任や地域からの信頼回復の重要性に鑑み、組織風土、組織運営上の対策などの検討を加えた。また、原子力では、平成 14 年に総点検を実施しており、このときに今回のデータ改ざん事案が確認できなかった原因の究明を、総点検における実施内容の調査及び改ざん事案にかかる関係者への聞き取り調査の 2 面から実施した。

(2) 原子力以外の発電設備では、平成 19 年 1 月 31 日時点で確認されたデータ改ざんに対して、引き続き関連資料の調査や社内外の関係者へのさらなる聞き取り調査を行い、事実関係を確認した。確認した事実関係から、当該改ざんを行うに至った問題点を抽出し、それらの問題点を心理面、環境面などにグルーピングすることにより根本原因への深掘を実施、それに基づいて再発防止対策を検討した。原因の究明や再発防止対策の検討においては、改ざんの時期、期間が平成 14 年の原子力不祥事における社内水平展開の実施時期を踏まえ検討することとした。

(3) 平成 19 年 1 月 31 日時点で確認されたデータ改ざん以外の法定検査に係るデータの改ざんの有無については、前回の調査範囲をあらためて確認しながら、原子力と火力など発電設備ごとの検査制度の相違に応じた調査対象期間、調査方法などを検討し、至近の検査や点検の記録などの調査と、記録類の調査では改ざんの有無が判断し難いものや過去の改ざんなどについては、期間や範囲を限定せず網羅的に聞き取り調査を実施した。(添付資料 1、添付資料 2 参照) また、追加的に見出された事案に関する原因の究明や再発防止対策の検討については、(1) (2) と同様に実施した。

(4) 各発電設備におけるデータ改ざんの事実関係の調査、原因の究明、再発防止対策の検討と並行して、これらの中から、会社全体としての共通的な企業風土、企業体質の課題を抽出し、全社的な再発防止対策を検討した。特に、平成14年の原子力不祥事以降、当社は「しない風土」と「させない仕組み」の構築に取り組んできたが、今回判明したデータ改ざんから、これらの取り組みの有効性について分析、評価し、継続実施する取り組み、不十分な箇所の追加、拡充が必要な取り組みなどの見直しを行った。

3.2 調査対象

水力、火力、原子力、内燃力、地熱、風力、太陽光の発電設備の法定検査に係るデータの改ざんの有無について、調査を実施した。

各発電設備の調査対象を表3-1に示す。また、調査対象検査及び調査対象期間については、表3-2に示す。

表3-1 各発電設備の調査対象

発電設備	調査対象	備考
水力	161発電所(281ユニット)	
火力	15発電所(90ユニット)	
原子力	3発電所(17ユニット)	
内燃力	1発電所(6ユニット)	他に9発電所(45ユニット)があるが、調査対象となる法定検査の受検無し。
地熱	1発電所(1ユニット)	
風力	1発電所(1ユニット)	他に3発電所 ^(注1) があるが、調査対象となる法定検査の受検無し。
太陽光	-	54発電所 ^(注2) があるが、調査対象となる法定検査の受検無し。
合計	182発電所(396ユニット)	

注1：前回報告以降あらためて調査した結果、他社設備をカウントしていたことなどが判明したため前回報告値(4発電所)を訂正。

注2：前回報告以降あらためて調査した結果、他社設備をカウントしていたことなどが判明したため前回報告値(57発電所)を訂正。

表3 - 2 改ざんの有無の調査対象検査・期間及び調査方法

	水力発電設備	火力発電設備 地熱発電設備 内燃力発電設備	原子力発電設備	風力発電設備
調査対象検査	使用前検査 使用前自主検査 立入検査	使用前自主検査 立入検査 定期事業者検査 定期事業者検査の 時期変更承認に係 わる項目 定期検査 溶接事業者検査	使用前検査 立入検査 定期事業者検査 保安検査 定期検査 溶接事業者検査	使用前検査 立入検査
調査対象期間	使用前検査、使用前 自主検査については 電事法施行(昭和40 年)以降、立入検査 については至近のも の	至近の検査記録(た だし、記録保管期間 内のもの。また、サ ンプリングによる確 認有り。)	至近の検査記録 ^(注1)	八丈島風力発電所の 使用前検査(平成12 年3月)、立入検査 (平成19年1月)
	聞き取り調査については、期間や範囲などを限定せず網羅的に実施。改ざんの疑いが生じた場合には、当該検査記録や関連資料を調査。			
調査方法	社内外の関係者へ の聞き取り調査 検査記録と現存す る社内記録の照合	社内外の関係者へ の聞き取り調査 検査記録と現存す る社内記録の照合 模擬入力に対する プロセス計算機な どの処理結果と仕 様書上予想される 結果との照合、計 器の検出器から指 示器等までの設計 記録と点検記録の 照合等 プロセス計算機な どにインストール されているプログ ラムの分析	社内外の関係者へ の聞き取り調査 模擬入力に対する プロセス計算機な どの処理結果と仕 様書上予想される 結果との照合、計 器の検出器から指 示器等までの設計 記録と点検記録の 照合等 模擬入力に対する プロセス計算機の 処理結果と等価な 装置の処理結果の 照合	社内外の関係者へ の聞き取り調査 検査記録と現存す る社内記録の照合

注1：調査対象の抽出にあたり、使用前検査は平成12年以降、溶接事業者検査は電事法改正(平成12年)以降を対象とした。

3.3 改ざんの有無の判断基準

記録類の照合から、改ざんの疑いを発見した場合には、社内外関係者に対する聞き取り調査及び関連資料の検証を行い、改ざんが行われたか否かを判断した。また、聞き取り調査から、改ざんの疑いがある証言が得られた場合も、社内外関係者に対する聞き取り調査及び関連資料の検証を行い、改ざんが行われたか否かを判断した。

いずれの場合も、社内法務部門及び監査部門、弁護士等の意見を踏まえた上で判断した。

3.4 改ざん事案の評価

改ざんと判断した事案については、法定検査と保安規定への影響度の大きさに応じて、以下の区分に分類して、評価することとした。

- ・ 評価区分 A：法定検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの
- ・ 評価区分 B：法定検査の成立性に問題があるか、または保安規定に抵触するもの
- ・ 評価区分 C：法定検査、保安規定への影響が軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの
- ・ 評価区分 D：法定検査、保安規定への影響が軽微なもの

4 調査結果

4.1 データ改ざんの有無について

法定検査に係るデータの改ざんの有無を調査した結果、表4 - 1の通り確認された。1検査項目の改ざんを1事案としてカウントした。したがって、同じ事案で複数のユニットが該当する場合がある。

地熱、内燃力、風力発電設備については、改ざんはなかった。

これらの改ざんについては、現在は全て是正されており、設備の安全上の問題はないことを確認した。

表4 - 1 データの改ざんが確認された設備、事案数

種類	評価区分	原子力	火力	水力
既報告分		3発電所 13ユニット 7事案	2発電所 3ユニット 2事案	5発電所 5ダム 5事案 ^(注3)
追加的に見出された事案		1発電所 1ユニット 1事案	13発電所 4ユニット ^(注2) 6事案	1発電所 2ダム 1事案 ^(注4)
合計	A	1事案	0事案	0事案
	B	3事案	0事案	0事案
	C	2事案	2事案	0事案
	D	4事案	6事案	6事案
		3発電所 13ユニット 8事案 ^(注1)	13発電所 5ユニット 8事案	5発電所 6ダム 6事案

注1：原子力のひとつの事案に、評価区分の異なる3事案があるため、合計が合わない。

注2：千葉火力発電所他11火力発電所における発電機出力・発電電力量の基準値超過データの改ざん、南横浜火力発電所他3火力発電所における蒸気温度超過データ改ざんについては、聞き取り調査結果、複数の情報が得られたものの、これらを裏付ける資料が少なく、ユニットの特定ができなかったため、ユニット数にカウントしていない。

注3：立入検査で5事案（使用承認のための立入検査を含む）確認されており、経済産業省からの報告徴収（平成18年12月21日付）に基づき、事実関係、根本的な原因究明、再発防止策について取りまとめ、平成19年1月24日付の当社報告書「当社水力発電所の電気事業法に係るデータ改ざん及び無届工事に関する調査報告書」の中で経済産業省に報告済み。

注4：国土交通省関東地方整備局からの報告徴収（平成19年1月30日付）に基づく調査の過程で判明したものの。当該事案については、同局に提出した平成19年2月14日付の当社報告書「当社水力発電所の河川法に係るデータ改ざん及び手続き不備に関する調査報告書」の中で公表済み。

4.2 各事案の評価

確認されたデータ改ざん合計 22 事案について、3.4 で定義した 4 つの評価区分で法定検査と保安規定への影響を評価した結果を表 4 - 2 ~ 4 に示す。

原子力発電設備における改ざん事案中、平成 4 年に実施された柏崎刈羽原子力発電所 1 号機の「非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系機能検査」(定期検査の検査項目)におけるデータ処理の改ざん事案(原)については、特に重大な問題と考えられることから、本事案については事実関係について公正かつ中立な立場から客観的に調査、解明することが必要であると判断し、本事案の事実関係及び原因・背景事情の解明に係る調査を社外の専門家である弁護士に依頼した。弁護士で構成される社外調査団の報告者は、別冊 1「原子力発電設備の調査結果」に示す。

各事案の概要は添付資料 3 ~ 5 に、各発電設備における改ざん事案の詳細な事実関係、原因の究明及び再発防止対策については別冊 1 , 3 , 4 に記載した。

表4 - 2 原子力発電設備における改ざん事案の評価（網がけ部分は今回追加的に見出された事案）

発電設備	評価区分	番号	事案の内容	ユニット名
原子力	A	原 ^(注1)	残留熱除去冷却中間ポンプ（A）起動の不正表示	柏崎刈羽原子力発電所1号機
	B	原	安全保護系設定値確認検査における主蒸気管流量計測系の不正な校正	福島第一原子力発電所1号機
		原	安全保護系保護検出要素性能検査における主蒸気管流量計測系の不正な校正	福島第一原子力発電所1号機
		原	主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後）における不正な弁の操作	柏崎刈羽原子力発電所1, 2, 3号機
	C	原 ^(注1)	非常用炉心冷却系ポンプの吐出、吸込圧力計の不適切な調整	福島第一原子力発電所1, 2, 3, 4, 5, 6号機
		原	総合負荷性能検査における計器の不適切な調整、警報の不正表示	福島第一原子力発電所1, 2, 3, 4, 5, 6号機 福島第二原子力発電所1, 2, 3号機
	D	原 ^(注1)	残留熱除去系ポンプ（B）の吐出圧力計の不適切な調整	柏崎刈羽原子力発電所3号機
		原	蒸気タービン性能検査における警報表示の改ざん	柏崎刈羽原子力発電所7号機
		原	原子炉停止余裕検査における中性子検出器位置の改ざん	福島第一原子力発電所2号機
		原	蒸気タービン性能検査における組立状況検査データの改ざん	柏崎刈羽原子力発電所7号機

注1：原の中には、評価区分の異なる3事案があり、重複しているものがある。

表4-3 火力発電設備における改ざん事案の評価（網がけ部分は今回追加的に見出された事案）

発電設備	評価区分	番号	事案の内容	ユニット名
火力	C	火 ^(注1)	発電機出力・発電電力量の超過データの改ざん ¹	千葉火力発電所
				横須賀火力発電所
				川崎火力発電所
				横浜火力発電所
				五井火力発電所
				姉崎火力発電所
				南横浜火力発電所
				鹿島火力発電所
				大井火力発電所
				袖ヶ浦火力発電所
				広野火力発電所
				富津火力発電所
				横須賀火力発電所
				横浜火力発電所
	五井火力発電所			
	南横浜火力発電所			
	D	火	発電機出力瞬時超過のデータ処理改ざん ¹	東扇島火力発電所1, 2号機
			給水流量計の不適切な設定値変更 ²	袖ヶ浦火力発電所3号機
増出力試験時の超過データの改ざん ³			東扇島火力発電所1, 2号機	
蒸気温度超過(28 以上)データの改ざん ²			横浜火力発電所5号機	
定検時期変更承認申請の不適切な取扱い ²			東扇島火力発電所2号機	
点検結果の不適切な取扱い ²			広野火力発電所1号機	

注1：火、火 は聞き取り調査の結果、複数の情報が得られたが、これらを裏付ける資料が少なく、ユニットの特定ができなかった。

注2：検査種別は以下のとおり。

1：定期検査・定期事業者検査、前記時期変更承認に係る項目 2：定期事業者検査、前記時期変更承認に係る項目 3：定期検査

表4 - 4 水力発電設備における改ざん事案の評価（網がけ部分は今回追加的に見出された事案）

発電設備	評価区分	番号	事案の内容	設備等名称
水力	D	水 (注1)	ダム変形データ改ざん ¹	玉原発電所玉原ダム
		水 (注1)	水位等データ改ざん ¹	葛野川発電所葛野川ダム
		水 (注1)	堆砂状況データ改ざん ²	一ノ瀬発電所丸沼貯水池
		水 (注1)	堆砂状況データ改ざん ²	須田貝発電所須田貝貯水池
		水 (注1)	堆砂状況データ改ざん ²	塩原発電所八汐調整池
		水	水位等データ改ざん ¹	葛野川発電所上日川ダム、葛野川ダム

注1：立入検査（使用承認のための立入検査を含む）で5件確認されており、経済産業省からの報告徴収（平成18年12月21日付）に基づき、事実関係、根本的な原因究明、再発防止策について取りまとめ、平成19年1月24日付の当社報告書「当社水力発電所の電気事業法に係るデータ改ざん及び無届工事に関する調査報告書」の中で経済産業省に報告済み。

注2：検査種別は右記のとおり。 1：使用承認のための立入検査 2：立入検査

5 原因の究明と全社的な再発防止対策

5.1 再発防止対策の検討の進め方

平成 14 年の当社原子力発電所における不祥事を踏まえ、当社は平成 14 年 9 月に再発防止対策として「4つの約束」^(注1)を公表した。また、平成 15 年 3 月に「当社原子力発電所における自主点検作業にかかる不適切な取り扱い等に対する再発防止対策の実施状況」を再発防止対策の具体的進捗状況として国に提出^(注2)した。

今回、発電設備のデータ改ざん等の問題が明らかになったことから、全社的な対策について「リスク管理委員会」のもとに、「法令手続き等の不適切事案に対する再発防止策検討部会」(第 2 章参照)を設置し、検討を進めてきた。

再発防止策検討部会においては、全社的な再発防止対策を検討するために、企業倫理定着活動を進めてきた総務部門や社内法務部門、監査部門、労務人事部門なども参画し、社外の専門家からの助言も得ながら、各発電部門の事案の共通的な課題を整理・分析し、これまで取り組んできた再発防止対策への施策の追加・拡充などの見直しを行った。(図 5 - 1 参照)

注 1) 「4つの約束」

当社は、平成 14 年 9 月 17 日に原子力発電所における点検・補修作業に係る不祥事の再発防止対策として「情報公開と透明性確保」、「業務の的確な遂行に向けた環境整備」、「原子力部門の社内監査の強化と企業風土改革」および「企業倫理の徹底」の「4つの約束」を公表した。不祥事の再発防止と信頼回復を図るためにこの約束を実現することが不可欠であると位置付け、全社を挙げて取り組んでいる。

注 2) 当社は平成 14 年 10 月に、経済産業大臣より、平成 15 年 3 月末までに再発防止対策の具体的進捗状況を報告するよう指示(平成 14 年 10 月 1 日付経済産業大臣発「原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題について」(平成 14・10・01 原第 1 号))を受け、この指示に基づき、国への報告としてまとめたもの。

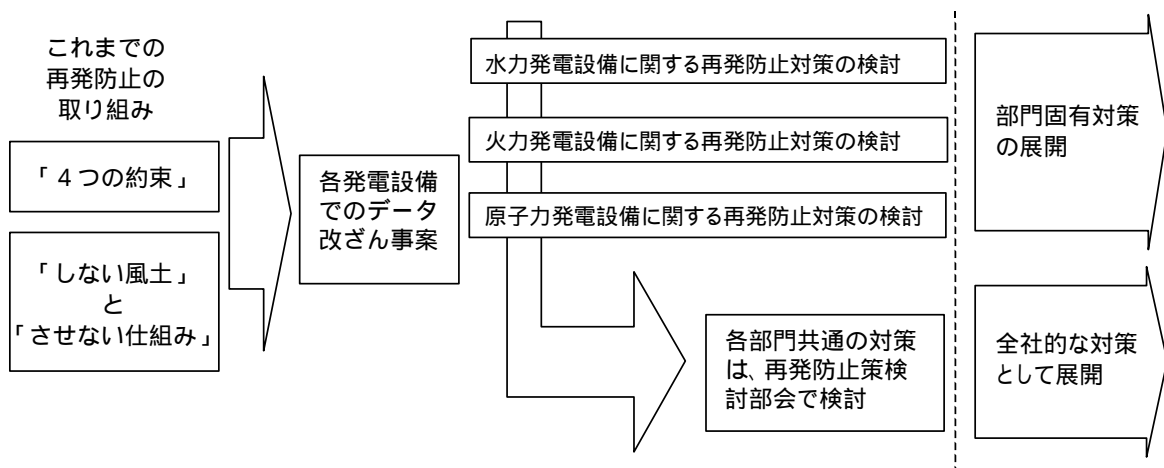


図 5 - 1 再発防止対策の検討の進め方

5.2 平成 15 年 3 月の再発防止対策の概要

平成 15 年 3 月に再発防止対策の具体的進捗状況として国に提出した報告書「当社原子力発電所における自主点検作業にかかる不適切な取り扱い等に対する再発防止対策の実施状況」（以下「15 年の再発防止対策報告書」と表記。添付資料 6 参照）は、当社原子力発電所における一連の不祥事の原因や背景を次の 3 つに集約し、それぞれに対応する再発防止対策の取り組み状況を記載したものである。まず、問題の所在としては、以下の 3 点に整理している。

（ 1 ） 品質保証システムの問題

- ・原子力部門の品質保証に関し、トップマネジメントの関与等、全般的に責任と権限が明確ではなかった
- ・業務遂行にあたっての基本ルールを定めた規程・マニュアル類の整備が十分でなく個人・組織の裁量によって業務が行われる場合が多かった
- ・他部門からのチェック機能、全社的な監査機能が十分に機能しなかった 等

（ 2 ） 企業倫理遵守・企業風土の問題

- ・法令等遵守の意識が十分に組織の隅々まで徹底されていなかった
- ・原子力部門の組織風土が閉鎖的であり、部門内での意思決定に対して経営層を含む他部門からのチェックが十分に機能しなかった背景となった
- ・原子力部門内部にも閉鎖性が存在し、問題への対処にあたって、広く意見が求められることがなかった 等

（ 3 ） 安全文化の醸成・定着の問題

- ・安全にかかる問題よりも電気の安定供給を優先した（福島第一原子力発電所 1 号機の原子炉格納容器漏洩率検査時の不正 等）
- ・「(自分たちが考える)安全性さえ確保していればいい」とする判断（安全に対する独善的判断）が繰り返しなされた 等

15 年の再発防止対策報告書においては、これらの問題が「当社の全ての原子力発電所において長期間にわたって存在していた」と分析している。これらの問題の存在が経営層に伝わらず、結果として見れば、解消に向けて有効な対策を打つことができなかった、あるいは改善策を実施しても徹底することができなかったということであり、当社はこれを経営の問題として真摯に受け止め、深く反省した。

原子力発電所の運営は、社会、とりわけ発電所立地地域の皆さまの信頼、安心なくしては成り立たない。当社は、二度と同じ過ちを再発させないために、「品質保証システムの改善」、「企業倫理遵守の徹底・企業風土の改革」、そして、「安全文化の醸成・定着」に向けた施策を着実に進めていく考えであり、何よりも再発防止を確かなものとするを通じたのみ、社会の信頼と安心を取り戻せるのであると考えている。」と報告した。

15年の再発防止対策報告書では、こうした問題点を踏まえて、以下の改善策を進めることとした。

品質保証システムの改善に向けた取り組み

品質保証活動の改善

- ・品質保証の推進体制の明確化
- ・マニュアルの整備
- ・品質保証にかかる教育・研修の強化

品質監査にかかる体制（組織）の整備

企業倫理遵守の徹底・企業風土改革に向けた取り組み

企業倫理遵守の徹底

- ・経営管理面での位置付け
- ・推進組織の明確化
- ・企業行動憲章の周知、企業倫理行動基準の策定
- ・その他の環境整備

風通しのよい企業風土の構築

- ・社内各階層・部門間のコミュニケーション活性化
- ・原子力部門と他部門の人材交流活発化
- ・原子力部門内外の情報流通活性化

安全文化の醸成・定着に向けた取り組み

- ・安全を最優先する経営姿勢の表明
- ・安全文化向上を推進する組織の設置
- ・現場社員（発電所所員）の士気と誇りの高揚
- ・情報公開による透明性の確保
- ・報告する文化の醸成（組織内外の風通しのよさ）
- ・謙虚に学ぶ（「他に学ぶ」、「失敗に学ぶ」）文化の醸成
- ・常に問い直す批判的精神、習慣（Questioning Attitude）の醸成
- ・業務実施状況をチェックする仕組みの構築

当社は、これらの改善策を踏まえ、全社的な再発防止対策として「しない風土」と「させない仕組み」の取り組みを平成15年3月発表の経営計画に盛り込み、これを全社まで展開することにより、信頼回復に努めてきた。（図5 - 2 参照）



図5 - 2 企業倫理遵守に向けた取り組みの全体像

(参考)「企業倫理遵守に関する行動基準」の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・ルール遵守 1. 人間の尊重 <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全を最優先 (2) 環境への配慮 (3) 人権の尊重 2. 法令等の遵守 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令の遵守 (2) 契約の遵守 (3) 社内規程等の遵守 3. 情報の適正な取り扱い <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報の保護 (2) 知的財産の保護 (3) 機密情報の保持 (4) インサイダー取引の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・誠実な行動 <ul style="list-style-type: none"> 1. 基本姿勢 2. お客さまや取引先に対する姿勢 3. 政治や行政に対する姿勢 4. 反社会的勢力に対する姿勢 5. 公私のけじめ ・オープンなコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> 1. オープンな話し合い 2. 社会との積極的なコミュニケーション
---	---

5.3 平成 14 年における原子力総点検において確認できなかった原因の究明の概要

5.3.1 平成 14 年度の総点検の実施内容に対する調査結果

総点検は、原子力発電所の不祥事を踏まえ、原子炉本体を中心とした点検や工事を主体に調査範囲を設定し、期間についても重要度により区分を設けて実施した。また、調査の方法も、当社保有の検査成績書、工事報告書および施工会社保有の工事報告書、工事記録間の整合を確認するという方法を中心に行った。この間、第三者機関による点検過程、点検結果の確認も行い、約 5 ヶ月、約 796 万ページの報告書類、約 14,800 人日の労力を費やして厳格な点検を実施した。しかし、今回確認された 8 事案については、書類上の不備や問題となる不整合がなかったり、または調査対象になっていなかったりしたことが原因で、当時の総点検では改ざんを摘出するには至らなかった。また、平成 14 年度の総点検と今回の調査についての比較を表 5 - 1 に示す。今回の調査では、体系的な聞き取りを中心とした踏み込んだ事実確認作業を実施し、平成 14 年度当時に調査対象でなかった社内資料を詳細に調査することにより、改ざん事案を摘出できたものとする。

表 5 - 1 平成 14 年度の総点検と今回の調査の比較

	平成 14 年度の総点検	今回の調査	比較結果
対象設備	1) 原子炉圧力容器 2) 炉内構造物 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリ構成機器 4) 原子炉再循環配管 5) 格納容器漏えい率検査 6) その他設備	法定検査にかかる全ての設備。(法定検査対象以外は、平成 18 年度末までに調査)	今回は設備を限定せず。
対象期間	1) ~ 4) : 過去 14 年間 5) : 直近の検査記録* 6) : 至近の本格点検まで	可能な限り過去にさかのぼる。(具体的には、OB を含めた聞き取りを行い、可能な限り過去の情報を収集することとした。)	平成 14 年度は、原子炉冷却材圧力バウンダリ等につき過去 14 年、その他は至近に絞っている。今回は期間を限定せず。
調査方法	以下の記録類の照合を実施。また、許認可、報告等の適切性も確認。 ・当社保有の検査成績書、工事報告書 ・工事施工会社保有の工事報告書 ・工事施工会社保有の工事記録	可能な限り過去にさかのぼった体系的な聞き取り調査等及びこれに基づく社内文書の確認**	平成 14 年度は一定の記録の確認を中心。今回は、体系的な聞き取りを中心に行い、これに基づく社内文書も調査。

* : 「原子炉格納容器漏えい率検査に関する報告徴収について」(平成 14・09・30 原第 3 号/平成 14・10・24 原第 7 号) に対応

** : 法定検査の検査成績書・検査記録から抽出した計器・プロセス計算機等からの値について、改ざんの有無を調査

5.3.2 今回確認された改ざん事案にかかる関係者への聞き取り調査結果

総点検を実施した平成14年度当時は、改ざん事案を自ら言い出す雰囲気や社会に対して会社の不利な情報を積極的に出していくという雰囲気はなかったことが、今回の聞き取り調査から認められた。

その後、不祥事を踏まえ、再発防止対策として「4つの約束」を示し、全社を挙げて取り組んできた。これにより、企業倫理遵守（ルールの遵守、誠実な行動、オープンなコミュニケーション）や品質保証についての意識の浸透や仕組みの定着など、社内風土や社員の意識の面でも変化が出てきたことも、8事案を摘出することができたひとつの要因と考えられる。今回の聞き取り調査でもこれを裏付ける発言が多々見られた。

今回の聞き取り調査をする中で、添付資料3の原 - bの福島第一における事案について、平成14年度当時に話をしたとする者があった。当時調査は行ったものの、今回の調査で改ざんを確認するに至った資料を見い出せず、改ざんの事実を確認することができなかったもので、平成14年度当時の調査は不十分であったと真摯に反省している。

5.3.3 今回の調査の特徴と総合的な評価

平成14年度当時とは社内風土が変化している中で、今回、検査経験者（約230名）にアンケートを行って課題を抽出し、検査に従事している所員（約1,900名；原子力発電所技術系所員の約9割）を対象としたグループ討論や長期にわたり検査に従事してきた者（OBも含む約60名）への聞き取りという、踏み込んだ事実確認作業を実施した。これらがきっかけとなり、過去のデータ改ざんについて自発的な発言が引き出され、これに基づいて、平成14年度当時に調査対象でなかった社内資料を詳細に調査したことが、8事案を摘出するに至った原因であると考えられる。

このように社内風土と社員の意識が変化してきていることは認められる一方、平成14年度から現在に至る間、今回の8事案が明らかにならなかったという事実については真摯に反省している。これを踏まえれば、これまでの「しない風土」「させない仕組み」について、追加・拡充などの見直しに加え、さらに社員が自発的に問題を指摘し報告するような仕組みが必要だと考えられる。

5.4 他発電設備への点検の水平展開

5.4.1 原子力不祥事以降の取り組み状況について

平成 14 年 8 月の原子力不祥事以降、既存の全ての規程・マニュアルについて、法令等との整合状況を点検し、規程・マニュアルの体系を整備するとともに、関連する法令等の記載を充実するなどの見直しを実施した。

また、水力発電部門においては、法令遵守の観点から「水力発電所の一時的な認可出力超過に対するシステムでの上限値処理」、「気象観測装置の検定の未実施」等の問題が抽出され、これまでに是正されている。

また、火力部門では、不適合管理に関するルールおよびフローの検証・見直し、技術基準の適合性に関する判断基準を分かり易くするために、「合否判定基準とその解釈」の作成などにより、火力発電設備に関する業務運営について遵法性を高めると同時に、業務の遂行にあたりコンプライアンス面の意識向上を図った。

しかしながら、今回の調査で実施したような検査記録と社内記録との照合や組織的な聞き取り調査は行われず、過去のデータ改ざんが見逃されたり、不適切な前例踏襲が継続したりした。このことは、平成 14 年 8 月の原子力不祥事や平成 16 年 5 月の関西国際空港エネルギーセンターにおける検査データの改ざんなど、業務の点検のきっかけを十分に生かせなかったと考えられる。

5.5 共通的な課題の整理・分析・評価

5.5.1 課題の整理

水力、火力、原子力の各発電部門で発生した発電設備の法定検査におけるデータ改ざんの事案を、改ざんが行われた時期・期間によって、以下の 4 つに分類し、それぞれ課題を整理した。(表 5 - 2 参照)

- (1) 平成 14 年の不祥事以前の事案
- (2) 平成 14 年の不祥事以前に発生、再発防止の取り組みにより改善した事案
- (3) 平成 14 年の不祥事以前に発生、その後も継続した事案
- (4) 平成 14 年の不祥事以降に発生した事案

表5 - 2 検査データの改ざん事案の分類

数字は4章の事案番号に対応
()内は事案の評価区分

分類	原子力	火力	水力
(1) 平成14年の 不祥事以前 の事案	柏崎刈羽1号機(A) 残留熱冷却中間ポンプ起動の不正表示 福島第一1～6号機(C) 非常用炉心冷却系ポンプの吐出、吸込圧力計の不適切な調整 柏崎刈羽3号機(D) 残留熱除去系ポンプの吐出圧力計の不適切な調整 福島第一1～6号機、福島第二1～4号機(C) 総合負荷性能検査における計器の不適切な調整、警報の不正表示 福島第一1号機(B) 安全保護系設定値確認検査における主蒸気管流量計測系の不正な校正 福島第一1号機(B) 安全保護系保護検出要素性能検査における主蒸気管流量計測系の不正な校正 柏崎刈羽1～3号機(B) 主蒸気隔離弁漏えい率検査における不正な弁の操作 柏崎刈羽7号機(D) 蒸気タービン性能検査における警報表示の改ざん 福島第二2号機(D) 原子炉停止余裕検査における中性子検出器位置の改ざん 柏崎刈羽7号機(D) 蒸気タービン性能試験における検査記録の改ざん	東扇島火力1, 2号(D) 増出力試験時の超過データの改ざん 横浜火力5号(D) 蒸気温度超過(28以上)データの改ざん	葛野川ダム(D) 水位等データ改ざん 丸沼貯水池(D) 堆砂状況データ改ざん 上日川ダム、葛野川ダム(D) 水位等データ改ざん
(2) 平成14年の 不祥事以前 に発生、再 発防止の取 り組みによ り改善した 事案		東扇島火力1, 2号(D) 発電機出力瞬時超過のデータ処理改ざん 千葉火力他11発電所(C) 発電機出力・発電電力量の超過データの改ざん 南横浜火力他3発電所(C) 蒸気温度・圧力超過のデータ改ざん	
(3) 平成14年の 不祥事以前 に発生、そ の後も継続 した事案			玉原ダム(D) ダム変形データ改ざん 須田貝貯水池(D) 堆砂状況データ改ざん 八汐調整池(D) 堆砂状況データ改ざん
(4) 平成14年の 不祥事以降 に発生した 事案		袖ヶ浦火力3号(D) 給水流量計の不適切な設定値変更 東扇島火力2号(D) 定検時期変更承認申請の不適切な取り扱い 広野火力1号(D) 点検結果の不適切な取り扱い	

5.5.2 課題の分析・評価

(1) 全体的な所見

原子力：平成14年の不祥事以前においては、国への説明あるいは検査工程の遅延を回避することなどが動機となり、不正に受検することが繰り返されていた。これまでの調査によると検査データの改ざんに関しては、平成14年の原子力不祥事以降発生していない。

火力：定格を超過した計測値等に対して、技術的な検証を行うことなく、国への説明あるいは法定検査への影響を回避することなどが動機となり、チェック体制の不備などと相まってデータを改ざん、不適切な前例を踏襲。いくつかの事案では、総じて平成14年の原子力不祥事の再発防止対策を推進していく中で、自ら問題点を発見・指摘し、改善する自浄作用が働いているところが見られるが、その情報が一部の組織内にとどまっておらず十分ではなかった。

水力：運転開始時期を守るために行った不法取水を隠したり、説明しにくいデータの説明を回避したりすることが動機となり、チェック体制の不備などと相まってデータを改ざん、不適切な前例を踏襲。また、いったん始まったデータ改ざんを是正するためには、個人レベルの企業倫理定着に加えて、より組織的な対応が必要であった。

共通：総じて平成14年の原子力不祥事の再発防止対策について一定の成果を挙げつつあると評価できるが、不適切な事案に関する情報が一部の組織内に留まるなど、自発的に言い出す仕組みが十分ではなかった。

(2) 平成14年の不祥事以前の事案（原子力8事案、火力2事案、水力3事案）

< しない風土面からの評価 >

15年の再発防止対策報告書に示したとおり、当社は「東京電力企業行動憲章」(平成9年)、「風土改革のための5つの提案」(平成11年)などに取り組むも、継続的理解活動の不足、推進のための社内体制の未整備などにより、社員の意識への訴求が不十分であった。

< させない仕組み面からの評価 >

保安教育関係

保安規程は、昭和39年の現行電気事業法の制定以来、電力設備自主保安の基本事項を定めており、それにもとづいて保安教育が行われてきた。

保安規程は現在までの間に何度も改定が行われてきたが、最近のもっとも大きな改定は、関西国際空港エネルギーセンターにおける検査データの改ざんをきっかけとした平成16年9月27日の第72次改定である。その際に、保安教育として従来規定されていた電気工作物についての知識技能の習得、事故時の措置訓練に加えて、法令遵守の項目を付加した。

規程・マニュアル関係

平成 14 年の原子力不祥事を契機に、規程・マニュアルの実態調査を行った結果、下記のように業務運営上の遵守事項が体系化されていない、維持管理が適切に行われていないなどの問題点があった。

- ・これまでの規程・マニュアル体系では、遵守事項は規程に、運用可能な事項はマニュアルに記載することとしていたが、規程への遵守事項の記載が不十分であった。
- ・業務の拠り所は前任者等からの口伝に依存しており、規程・マニュアルの活用度は全般的に低く、マニュアルを活用した業務の改善・標準化推進への意識が低かった。
- ・業務の変更が反映されていない様な、実態に合わないマニュアルが残っている等、規程・マニュアルの最新性確保のための維持管理が不十分だった。

(3) 平成 14 年の不祥事以前に発生、再発防止の取り組みにより改善した事案（火力 3 事案）

< しない風土面からの評価 >

平成 14 年の不祥事以前に発生し、再発防止の取り組みにより改善した事例については、自ら問題点を発見・指摘し、改善する自浄作用が働いていることから、社員への企業倫理意識の浸透が一定の度合い進んだといえ、これまでの再発防止の取り組みが機能したと評価できる。しかし、問題が発生・確認された際に本店の業務主管部署等への報告がなかったことが課題であると考えられる。

(4) 平成 14 年の不祥事以前に発生、その後も継続した事案（水力 3 事案）および平成 14 年の不祥事以降に発生した事案（火力 3 事案）

< しない風土面からの評価 >

企業倫理定着に向けた活動は、仕事をするにあたっての基本的な心構えにおいて、企業倫理遵守の意識が不十分であった、との認識にたち、その意識を徹底させることが必要であるという趣旨で取り組んできた。

そのための物差しとなる「企業倫理遵守に関する行動基準」を作成し、行動基準を定着させるための活動として、行動基準の読み合わせの他、実践的な倫理的思考回路の形成に資する「ケース・メソッド」を、職場研修の中核にすえ、全社的に取り組んできた。

これにより、総論的には企業倫理遵守の重要性がすり込まれ、法令の知識が曖昧な場合は、所管箇所に確認するなどして的確に遵守することが期待されたが、意識の向上は図れたものの、以下の点で実際にはそうした行動に必ずしも結びつかなかった。

・仕事の基本が徹底されていなかった

的確な業務処理をするためには、知識が曖昧な場合など必要に応じ、原点に立ち返りルールを確認することが求められるが、それまでやってきたやり方について、特に疑問を感じることもなく続けられてきた。また、ルールの解釈が問題となる状況に気づいた場合も、的確なルールの解釈ということでは、社内外の所管箇所にきちんと確認することをせずに、仲間内で勝手な解釈をしたりした。

- ・部門の特性・実態に応じた重点的な活動が不十分だった

当社の事業は、様々な部門・職場から構成されており、それぞれにおける企業倫理・法令遵守上の課題は異なる。設備を運転・管理する部門・職場においては、その信頼のベースに、データを的確に記録・管理することがあり、そうした部門・職場における企業倫理・法令遵守徹底にあたっては、その点をとりわけ強調することが求められる。また、業務に関わる法令が多岐にわたったり、細かい解釈を的確に行ったりすることが求められる仕事がある部署では、法令遵守徹底をサポートするための重点的な活動が求められる。しかしながら、社員一人ひとりに徹底させるということを目標にし、職場の自主的な活動を重視して取り組んできたことから、重点的な活動が十分に行われなかった。

<させない仕組み面からの評価>

規程・マニュアル関係

規程・マニュアルを適正に維持管理するための仕組みは構築されたが、その定着が十分でないことや、社員の遵法意識が低いことが課題として考えられる。

- ・規程・マニュアルの制定箇所による、所管業務の運営実態の把握が十分でなかったため、必要なルールの未整備が把握できなかった。
- ・法令や規程・マニュアルといった業務上のルールを理解し、それらを遵守して業務を行うという意識が依然として低く、規程・マニュアル利用者から意見・要望を提出させる「疑義・改善要望」の仕組みでも問題点の抽出が的確に行われなかった。

保安監査関係

平成 12 年の改正電気事業法施行をきっかけに、本店および店所に保安監理担当を配置し、法定使用前自主検査、法定事業者検査へ対応するとともに、日常保安業務品質の改善を目的として保安監査を開始した。(平成 12 年 11 月)

現在まで、電気事業法およびそれにもとづく保安規程、電気設備技術基準を対象に、保安業務について評価、指導、助言を実施し、その改善を図ってきた。

しかし、保安監査は電気事業法に基づく手続きの実施状況について確認しており、河川法をはじめとする電気事業法以外の関係法令に関する確認は、発電所での騒音・振動関係を使用前自主検査記録で確認していることを除き、ほとんど実施していなかった。

また、電気事業法に基づく手続きが実施されているか否かを記録等により確認するのみであり、その内容の適切性にまでの踏み込みが不十分だったと考えられる。

<その他の評価>

第一線職場では、現場で問題を抱え込む傾向があることに加え、本店のサポートが不十分
企業倫理遵守を組織として実践するためには、個人の倫理意識の向上のみならず、風通
しの良い風土をつくる必要があるという認識に立ち、「企業倫理遵守に関する行動基準」の
3原則の一つに「オープンなコミュニケーション」を掲げるとともに、「何でも言える職場」
を目指して、社内コミュニケーションの活性化に努めてきた。

しかしながら、技術系職場においては、問題を自分たちだけで解決しようという意識が
強く、問題を抱え込んでしまう傾向があり、何よりも的確な対応を図るという観点から、
積極的に上位職、上位機関に相談するという姿勢に欠けるところがあった。

こうした意識を変え、相談を呼び起こすためには、本店側で積極的に現場の問題を察知
し、積極的に手を差し伸べていくなど、話しやすい雰囲気をつくり出すことが求められた
が、そうした取り組みが不十分だった。

業務プレッシャー、苦手意識を克服するための取り組みおよび、そのサポートが不十分

企業倫理を遵守した行動を徹底するためには、企業倫理意識を向上させることが何より
も必要であるが、業務プレッシャー、苦手意識を感じる状況においては、楽な方法を選択
する誘惑にかられやすい。それが明らかに安全上問題ある、企業倫理違反であると判断さ
れる場合は、倫理意識の向上により、そうした選択がなされることはないが、必ずしも安
全上問題ない範囲内であると内輪で判断したのものであれば、その誘惑をより受けやすい。

業務プレッシャー、苦手意識を感じる状況には様々なものがあるが、発電設備等を所管
する職場では、官公庁や地域社会の方々に対し納得が得られるよううまく説明しなくては
ならない、ということもその一つとなっていた。こうした、業務プレッシャー、苦手意識
を克服するためには、その裏付けとなる知識、説明力を身に付けるとともに、組織として
問題に対処する風土を構築するなどの取り組みが必要であるが、そうした取り組みが現場
で十分になされておらず、本店のサポートも不十分であった。

5.6 再発防止対策

5.6.1 部門毎の対策

(1) 原子力部門

原子力不祥事以降、当社は「しない風土」と「させない仕組み」の構築を目指し、信頼回復のために「4つの約束」をかけた。再発防止に取り組んできた。しかしながら、今回過去の不正・データ改ざんが平成14年度の総点検においても摘出できず、また、それ以降も見つけれなかったことに鑑みると、これまでの取り組みの継続・強化のみの再発防止対策では十分とは言えない。改ざんを受け付けない自浄能力を持った組織を作る必要がある。よりオープンな企業風土を作り、社員一人一人が地域・社会に対する説明責任を果たすという強い意識を身につけることが必要だと考える。そのためには、社内の論理を優先することなく、地域・社会の意見に真摯に耳を傾け、話し合うことを奨励する価値観の浸透、地域・社会の声を業務改善に活用していく企業風土の醸成、これらを促進する組織・仕組みの強化が必要である。

よりオープンな企業風土を作るためには、失敗を言い出しやすい環境が必要と考える。この目的のため、失敗情報を未然防止のために活用することを重要視する価値観の共有、及び不適合管理の仕組みの改善に取り組んでいく。また、現場が抱える悩みを軽減するため、本店の発電所サポート機能を強化することが必要であり、この観点から本店組織のあり方の抜本的な見直しが必要である。

(2) 原子力以外（水力・火力）の部門

水力および火力部門においては、工程の遅延、行政への説明などを回避することが動機となり、チェック体制の不備と相まって、少人数の閉鎖的な職場であることなどにより、関係部署と相談せずに、不適切な前例を踏襲してしまったことなどがデータ改ざんの主な要因として考えられる。

従って、再発を防止するためには、関係部署との協議・連絡等を明確化するなどのマニュアルの整備を進めるとともに、内部監査機能を強化するなど、「させない仕組み」面からの対策が必要である。また、閉鎖的な職場を改善するなどの「しない風土」面の対策も必要である。

(3) 全社共通

ほぼ全ての事案に共通して、結果的に社内本店の業務主管部署などの関係部署への自発的な報告が無かったことから、オープンなコミュニケーションをさらに推進するためには、これまでの意識面（しない風土）の対策、仕組み面（させない仕組み）の対策の追加・拡充に加え、不適切な事案が発生、または確認された場合、つつみ隠さず、自発的に関係箇所へ相談・報告できるような、いわば「言い出す仕組み」の構築が必要であると考えられる。

5.6.2 全社的な対策

(1) 意識面(しない風土)の対策

対策 : 「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実

これまで不十分であった企業倫理遵守に関する行動が、実践すべき行動としてより具体的かつ明確になるよう、現行の「企業倫理遵守に関する行動基準」に、以下の規定を追加する。

- ・ データの適正な記録・管理
- ・ 法令等の確認・解釈の仕方など、仕事をするにあたっての基本姿勢
- ・ 設備の建設・運転・管理に携わる者のあるべき姿勢・心構え
- ・ 日常業務における問題発見努力と適正な改善
- ・ 管理職に求められる役割・心構え 等

対策 : 部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実

今回の不適切な取り扱いの主な要因の一つとして、仕事のずさんさや設備に携わる者としての技術者倫理の欠如が挙げられることから、仕事の基本、技術者倫理および行動基準の徹底を図るべく、技術者倫理研修の充実、企業倫理意識向上に資する効果的な研修ツールの開発など、企業倫理研修の見直しと充実を図る。

対策 : 企業倫理遵守に関する宣誓書への署名

一人ひとりへの企業倫理遵守意識のさらなる徹底を図るため、役員・社員の一人ひとりに、「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守して行動する旨の宣誓書に署名をしてもらうことを検討する。

対策 : 部門間、事業所間の人材交流の推進

原子力部門では他部門との間の人材交流を随時実施しているところであるが、ダムを所管する土木部門をはじめとして、原子力以外の部門においても部門間、事業所間の人材交流を推進する。

(2) 仕組み面(させない仕組み)の対策

対策 : 規程・マニュアルの充実

規程・マニュアルに関する体系の整備や最新・適切性を確保するための維持管理の仕組みは構築されているが、今後これらが有効に機能するようその適切な運用を徹底するとともに、今回の点検結果を規程・マニュアルに適切に反映させる。また、社員の法令や規程・マニュアル遵守意識をより高揚させるための指導・教育を継続して実施する。

対策 : 内部監査機能の強化・充実

今回策定した再発防止対策について、的確かつ有効に実施され、また必要な見直しが行われているかを内部監査部門が確認する。また、社内の保安監査において、今後、電気事業法に加え今回確認された河川法についても監査対象とするとともに、手続きの実施確認のみならずその内容の適切性についても確認し、法令遵守の徹底を図る。

(3) 仕組み面(言い出す仕組み)の対策

対策 : 地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化

オープンな企業風土を構築し、地域・社会に対してしっかりと説明責任を果たせる社員・組織を作っていくために、発電所の運営に関わる情報を地域に積極的に発信する一方、地域の意見に真摯に耳を傾け、話し合い、業務運営に反映してゆく。

対策 : 業務の点検月間(仮称)の設置による業務の集中的見直しの実施

法令・社内規程等のルールを遵守し、「仕事の基本」を徹底する観点から、グループディスカッションの活用など、定期的な業務の見直しの機会を設けることを検討する。これにより、問題行為・リスクの確認および是正や業務改善に向けたテーマを設定し、業務の見直しを促進していく。

対策 : 設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実

平成14年8月以降、原子力発電所において、全ての不適合事象について管理する仕組みを導入したことにより、設備のトラブルや不具合に関し言い出しやすい環境が醸成されているところである。このような仕組みを参考として、適切な対応策を検討する仕組みの整備を行う。

対策 : 業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化

発電設備等を所管する職場では、安定供給の確保をはじめ、官公庁や地域社会の方々に対し納得が得られるよううまく説明しなくてはならない、ということなどがプレッシャーとなっていた。こうした状況を改善し、個人・職場が悩みを抱え込まないよう、以下の取り組みにより、第一線職場のサポート体制の充実を図る。

- ・ 本店の業務主管部門と現場とのコミュニケーションの充実
- ・ 本店の業務主管部門によるノウハウ・ナレッジの共有化
- ・ 本店の業務主管部門による法令・社内規程の解釈等のサポート
- ・ 企業倫理相談窓口の周知徹底および各職場の企業倫理担当への相談体制の充実

対策：第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化

第一線職場の隅々まで入り込んでコンプライアンス上の問題を掘り起こし、解決する仕組みを整備するため、要員・体制を強化する。

対策：原子力部門の業務運営の見直し

原子力発電所が抱える課題や悩みを軽減するために、原子力部門の業務運営の見直しを行う。

- ・ 一層の品質向上と安全確保のため、原子力発電所と本店が一体となった業務運営をより強力に推進
- ・ 原子力発電所の運転・定期検査の管理・支援体制を明確化し、原子力発電所の安全・安定運転への支援を充実 など

5.6.3 今回の再発防止策と平成 15 年 3 月の再発防止対策との関係

今回の再発防止対策を平成 15 年 3 月に報告した再発防止策との関係を示すと、表 5 - 3 の通りとなる。

表5 - 3 今回追加・拡充する具体的対策の対象別整理

平成15年3月の取り組み	15年当時の対象				今回の対象				今回追加・拡充する具体的対策
	全社	水力	火力	原子力	全社	水力	火力	原子力	
1. 品質保証システム改善に向けた取り組み									
(1) 品質保証活動の改善									
品質保証の推進体制の明確化									原子力部門の業務運営の見直し
マニュアルの整備									規程・マニュアルの充実
品質保証にかかる教育・研修の強化									
(2) 品質監査にかかる体制(組織)の強化									
2. 企業倫理遵守の徹底・企業風土改革に向けた取り組み									
(1) 企業倫理遵守の徹底									
経営管理面での位置づけ									
推進組織の明確化									
企業行動憲章の周知, 企業倫理行動基準の策定									行動基準の充実 宣誓書への署名
その他の環境整備									法務・コンプライアンス機能の強化 企業倫理研修の充実
(2) 風通しのよい企業風土構築									
社内各階層・部門間のコミュニケーション活性化									業務の点検月間 業務プレッシャーを軽減するための サポート強化
原子力部門と他部門との人材交流活発化									部門間・事業所間の人事交流の推進
原子力部門内外の情報流通活性化									不具合を管理する仕組みの充実
3. 安全文化の醸成・定着に向けた取り組み									
(1) 安全を最優先する経営姿勢の表明									
(2) 安全文化向上を推進する組織の設置									
(3) 現場社員(発電所所員)の士気と誇りの高揚									
(4) 情報公開による透明性の確保									地域・社会の声を業務運営に 活かす仕組みの強化
(5) 報告する文化の醸成(組織内外の風通しのよさ)									不具合を管理する仕組みの充実
(6) 謙虚に学ぶ文化の醸成									行動基準の充実
(7) 常に問い直す批判的精神, 習慣の醸成									行動基準の充実
(8) 業務実施状況をモニターする仕組みの構築									内部監査機能の強化・充実

: 今後も継続実施する対策

: 追加・拡充する対策

6 おわりに

当社は、平成 14 年 8 月の原子力不祥事以降、信頼回復のため「しない風土」と「させない仕組み」のもとで、企業倫理や法令の遵守、情報公開による透明性の確保、安全・品質管理に全力で取り組んできた。

昨年、他の電力会社において発電設備に関するデータ改ざん等が行われていた事案があったことから、同様の事案がないか社外の弁護士を加えて昨年末から組織を挙げた徹底的な調査に取り組んできた。その結果、当社が過去において法定検査に関してデータ処理における改ざんを行っていたことが明らかになり、再びお客さまや地域の皆さまの信頼を大きく損なうことになった。

本報告書では、平成 19 年 2 月 1 日に経済産業省から発せられた報告徴収命令に基づき、これらの検査データに係る改ざんの原因究明及び再発防止対策を報告しているが、こうした事態に対する反省を踏まえ、全社的な再発防止対策として、これまでの意識面(しない風土)・仕組み面(させない仕組み)の対策の追加・拡充に加え、新たに「言い出す仕組み」を実施することとした。

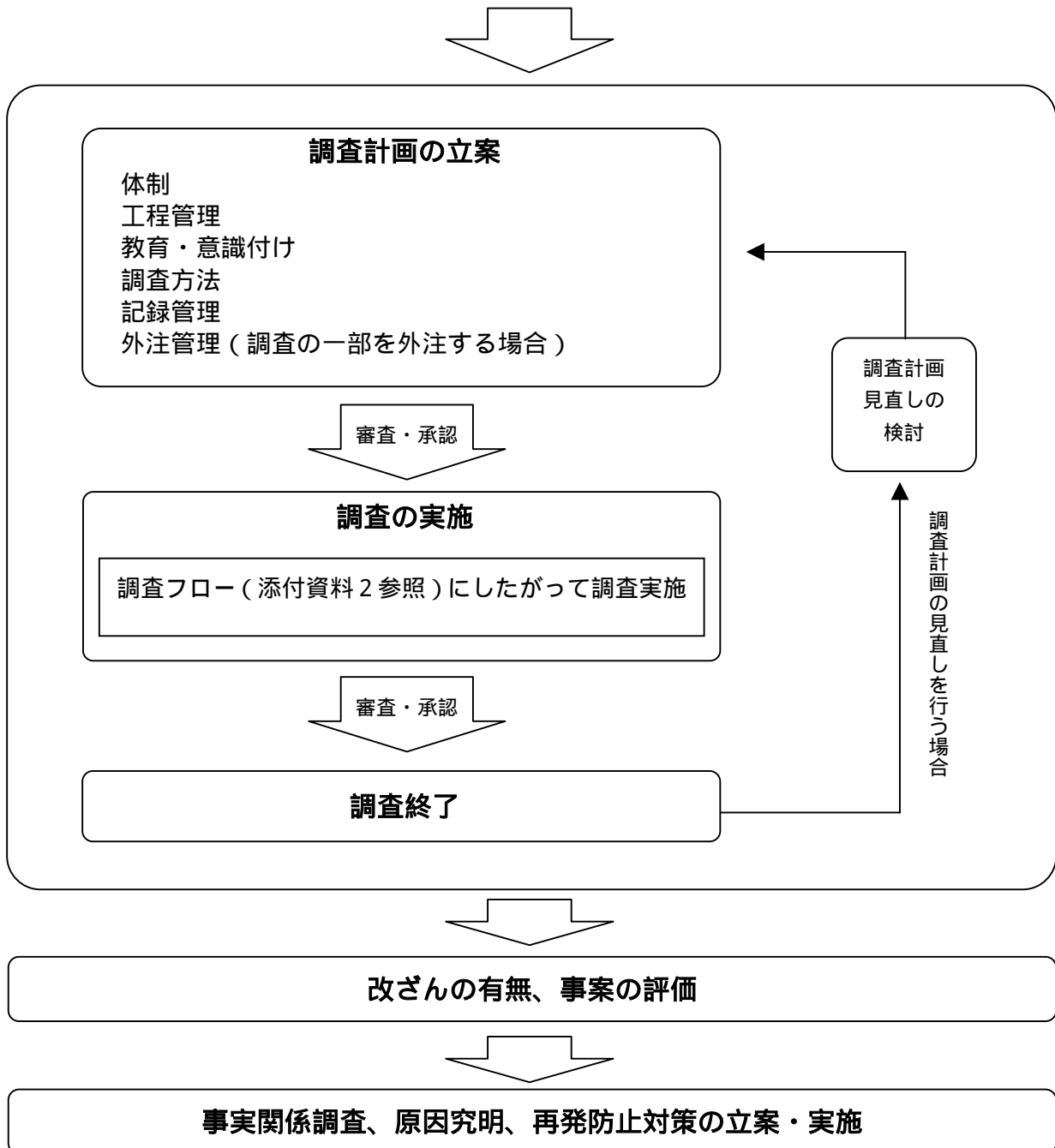
企業活動の基礎をしっかりと固め、お客さまや地域の皆さまからの信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤である。このことを改めて肝に銘じ、当社は引き続き、原子力安全・保安院からの点検指示「発電設備の点検について(平成 18・11・30 原院第 1 号)」に基づき、データ改ざん、必要な手続き不備その他同様の問題がないか、記録類の調査や聞き取り調査を実施するなど徹底的に調査し、原因の究明、再発防止対策の具体的な実施に向けて取り組んでいく所存である。

以 上

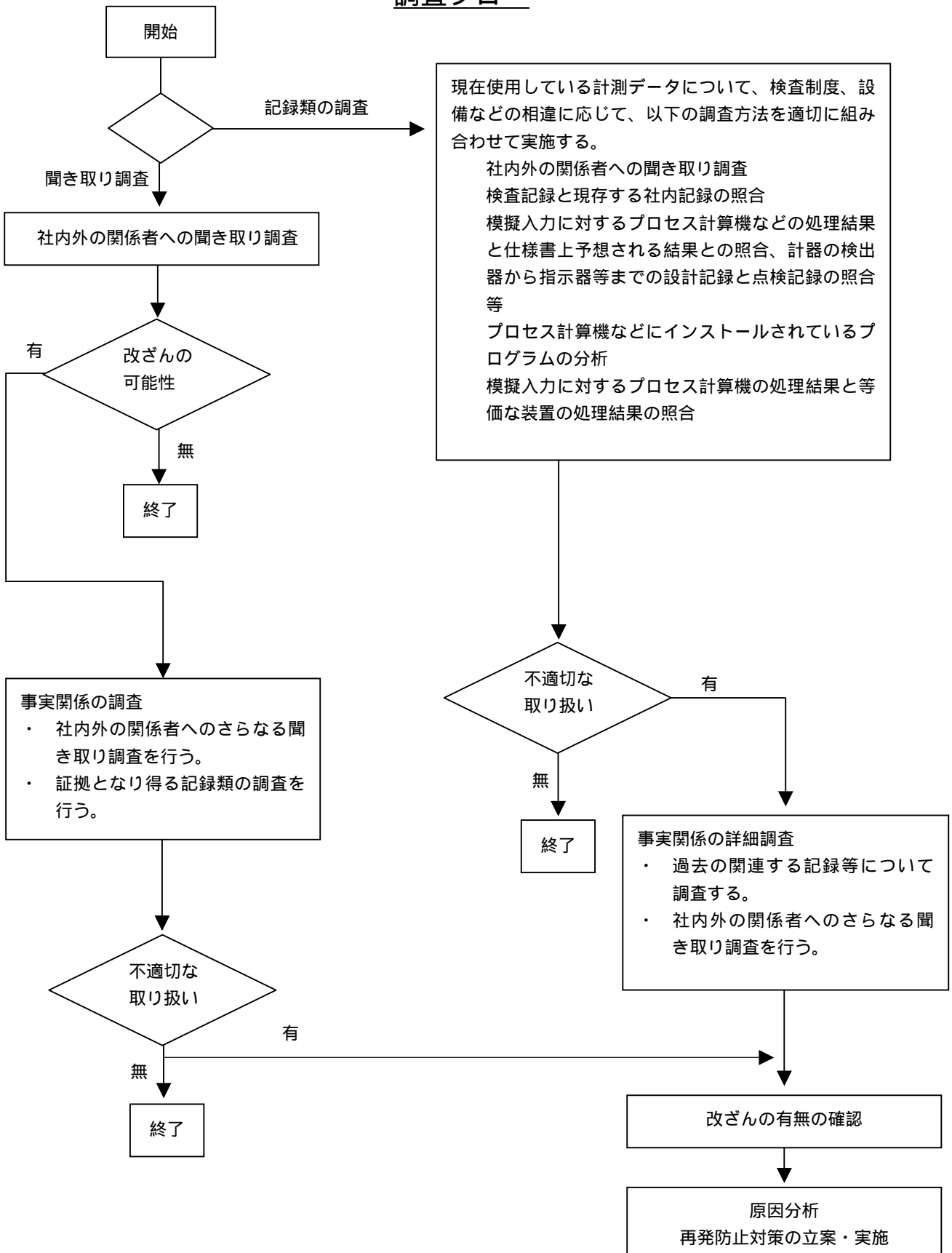
添付資料 1

調査プロセスマップ

「検査データの改ざんに係る報告徴収について（平成 18・12・05 原第 1 号）」
電気事業法及び原子炉等規制法に基づく検査に関するデータ処理における改ざんの有無について報告する。
「検査データの改ざんに係る追加の報告徴収について（平成 19・01・31 原第 21 号）」
平成 19 年 1 月 31 日に報告したデータ改ざん及び追加的に見出されたデータ改ざんに関して、各々詳細な事実関係、原因の究明及び再発防止対策並びに原子力については平成 14 年の総点検において確認できなかった原因の究明について報告する。



調査フロー



原子力発電設備におけるデータ改ざん事案の概要（既報告7事案+追加1事案）

（原子力：1/8）

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
原 a	非常用ディーゼル発電機，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機，高圧炉心スプレイ系，低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系機能検査	柏崎刈羽 1号機	H4.5	<p>平成4年5月12日に実施された柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機等の機能検査（定期検査）において、検査前日に対象設備である残留熱除去冷却ループ(RHIW)ポンプ(A)の電動機が故障し、運転不能状態になった。発電部長（原子炉主任技術者を兼務）以下の関係者は協議の上、最終的には発電部長の判断のもと、定期検査の工程を遅延させずに、予定どおり受検を終えたいという動機から、同ポンプが正常運転可能であると装って検査を受検しようと企図し、当該電動機のしゃ断器を「接続」位置から「試験」位置に切り替えることによって、同電動機が実際には起動していなにも拘わらず、中央制御室の表示灯にはこれが起動しているように表示されるよう操作して、同検査に「良」の判定を得たものである。</p> <p><以上、調査団報告書より要約></p>	<p>【検査への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RHIW ポンプ(A)が実際には運転状態になかったこと、及びポンプの電動機に非常用ディーゼル発電機(A)が電力を供給していなかったことから、検査の成立性に問題があった。 <p>【保安規定上の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該ポンプが運転不能状態のまま原子炉を起動したこと等から、保安規定に抵触するものであった。 <p>【安全に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に非常用炉心冷却系統(3系統)のうち1系統が故障したとしても、RHIWポンプ(A)が動作しない状態で、非常用炉心冷却機能および原子炉格納容器スプレイ冷却機能を維持することができ、事故時に必要な機能に問題はなかったことから、安全性に影響を及ぼすものではなかった。 	<p>評価区分：A</p> <p>理由：検査の成立性に問題があり、かつ保安規定に抵触するものであったため</p>

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
原 b	非常用ディーゼル発電機，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機，高圧炉心スプレイ系，低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系機能検査	福島第一 1～6号 機	S54.6 ～ H14.4	<p>昭和54年6月から平成14年4月にわたり、福島第一原子力発電所1～6号機で実施した左記検査において、十分な技術的検討を行わずに非常用炉心冷却系ポンプの吐出・吸込圧力計の指示値を上下させたり、検査の際に警報が鳴らないように配線を外して警報装置を除外する等の不適切な調整による検査データの改ざんが行われた。</p> <p>これらの改ざんは、検査を円滑に受検し、無難に合格させるために、受検担当部署である技術課（グループ）と関係部署が協議した上で、技術課副長・主任の指揮のもと、中央制御室や現場において実施された。どの圧力計に対して、いつ、いかなる方法で、誰が改ざんを行ったかについては、対象となりうる圧力計の数や、検査の回数が多いことなどから、証言や残された関係資料においても、特定することはできなかった。改ざんの方法については、技術課の担当者が前回までの定期検査資料を調べる中で把握したり、受検業務のベテランである上司（副長、主任）同僚、前任者から教えてもらうことにより受け継がれた。</p> <p>また、平成6年11月に、柏崎刈羽原子力発電所3号機で実施した同検査の際にも、技術課主導のもと、残留熱除去系ポンプ（B）の吐出圧力計について指示値をかさ上げするという不適切な調整による検査データの改ざんが行われた。</p>	<p>【検査への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用前検査合格時の値から著しく低下していない」という判定基準に対して、この調整を行わなくても満足していたと考えられることから、計器調整等は検査結果に直接影響を与えるものではなかった。 <p>【保安規定上の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定において運転中に非常用炉心冷却系の定例試験を行うことが義務付けられているが、その基準は上記定期検査と同様である。このため、上記「検査への影響」と同様に、これらの調整は定例試験結果に直接影響を与えるものではなく、保安規定に抵触するものではなかった。 <p>【安全に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用冷却系の全てのポンプについては、調整の有無にかかわらず、設置許可の安全解析の前提条件となっているポンプ吐出圧力の値を満足している。このため、本件はプラントの安全性に影響を及ぼすものではなかった。 	<p>評価区分：C</p> <p>理由：検査の合否及び保安規定に抵触するものではなかったが、複数のユニットで行われていたため</p>
		柏崎刈羽 3号機	H6.11	<p>また、平成6年11月に、柏崎刈羽原子力発電所3号機で実施した同検査の際にも、技術課主導のもと、残留熱除去系ポンプ（B）の吐出圧力計について指示値をかさ上げするという不適切な調整による検査データの改ざんが行われた。</p>		<p>評価区分：D</p> <p>理由：検査の合否及び保安規定に抵触するものではなかったため</p>

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
原	総合負荷性能検査 (蒸気タービン性能検査・ホ頂使用前検査を含む)	福島第一 1～6号機 福島第二 1～3号機	S52.10 ～ H14.3 H2.1 ～ H14.8	<p>昭和52年10月から平成14年8月にかけて、福島第一原子力発電所1～6号機及び福島第二原子力発電所1～3号機において、総合負荷性能検査等の測定対象計器や警報装置に対して、計器測定値のばらつき調整、前回検査データに合致させる調整、及び警報装置の不正表示などのデータ改ざんが行われていた。その方法は計器のゼロ点調整¹、計算機のソフト変更、計器配線の変更、警報装置設定値の変更、警報装置の除外などであった。</p> <p>これらの改ざんは、検査を円滑に受検し、合格させる目的で、ある場合には、技術課長(GM)からの文書による指示のもと、またある場合には、技術課(グループ)副長、主任の判断により、改ざんが各課の検査担当者に指示された。どの計器等に対して、いつ、いかなる方法で、誰が改ざんを行ったかについては、対象となりうる計器等の数や、定期検査の回数が多いことなどから、証言や残された関係資料においても、特定することはできなかった。</p> <p>改ざんの方法については、手順書類への記載はなかったものの、毎回の定期検査の準備資料等にその記録が残されていたことから、技術課の担当者が、前回までの定期検査資料を調べるなかで把握したり、受検業務のベテランである上司(副長、主任)同僚、前任者から教えてもらうことにより受け継がれた。福島第二原子力発電所においては、昭和58年の1号機第1回定期検査以降、総合負荷性能検査が始まり、先行する福島第一原子力発電所にならって総合負荷性能検査を受検しようとするなかで、受検における改ざん方法も結果的に継承された。</p> <p>なお、検査の目標値に関する改ざんの中に福島第一原子力発電所2,4,5,6号機の復水器出入口海水温度に関するデータ処理の改ざん(プロセス計算機のプログラム変更(補正項の入力等))が含まれている。</p> <p>¹ 原点(ゼロの位置)を調整するためのネジ等を利用して、指示針の位置を調整するもの。</p>	<p>【検査への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の計器調整を行わない状態であっても制限値は満足していたことから、この調整は検査の結果に直接影響を与えるものではなかった。 また、検査時においてはプラントが安定的に運転されており、各機器に対する検査測定項目のパラメータは異常なく安定していた。総合負荷性能検査等の目標値に関する判定基準は「異常なく安定していること」であり、計器調整を行わない状態でも、判定基準を満足しなかったとは考えにくく、検査の合否に直接影響を与えるものではなかった。 <p>【保安規定上の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回データ改ざんが確認された総合負荷性能検査等の制限値のうち、サプレッションプール温度および格納容器酸素濃度が保安規定の運転上の制限として規定されているが、今回の調査結果から保安規定を満足していることを確認しており、保安規定に抵触するものではなかった。 <p>【安全に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の安全性を担保する保安規定は満足できていたと考えており、プラントの安全性に影響を及ぼすものではなかったと考える。 また、今回のデータ改ざんは計器の表示機能を調整したものであり、運転制御に用いる計器の調整ではないことから、プラントの運転に影響はなかった。 	<p>評価区分：C</p> <p>理由：検査の合否及び保安規定に抵触するものではなかったが、複数のユニットで行われていたため</p>

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
原	安全保護系 設定値確認 検査	福島第一 1号機	S54.2 ～ H10.5	<p>第6回(昭和54年)定期検査から第20回(平成10年)定期検査までにおける設定値確認検査、性能校正検査において、第一発電部第一保修課計装班は、主蒸気管流量大の差圧スイッチおよび主蒸気流量計を不正に公正した状態で受検し、検査終了後、正規に再校正を行ってからプラントを起動し、運転していた。また、これらの行為は、第一保修課計装班の中で、代々の担当者から副長までの間で引き継がれ、副長の承認のもと、第20回定期検査(平成10年)まで実施されていた。</p> <p>主たる動機は、設定値確認検査が初めて行われた第6回(昭和54年)定期検査当時、検査要領書の作成にあたり、主蒸気流量のライン毎に流量検出器の流量-差圧特性の違いがあったが、検査官から特性の違いを問われた場合に、明確に説明できるデータがなかったことから、説明の煩雑さを省こうと思い、検査要領書の設定値を4ライン全て一律に記載したというものであった。</p>	<p>【検査への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定値確認検査においては、主蒸気配管B、Dの主蒸気管流量大差圧スイッチのセット値を主蒸気配管A、Cの差圧スイッチのセット値にあわせて受検していたため、主蒸気配管B、Dの差圧スイッチについては、本来動作すべき正規の値になっても動作しない状態(非安全側の状態)になっており、不適切な状態で受検していたことから検査の成立性に問題があった。 ・性能校正検査においては、主蒸気配管B、Dの計測範囲を主蒸気配管A、Cの計測範囲に合わせて受検していたため、主蒸気配管B、Dについては主蒸気流量の正しい値よりも低めに指示され、不適切な状態で受検していたことから検査の成立性に問題があった。 <p>【保安規定上の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期検査を不適切な状態で受検していたものの、その後運転に際しては正規に再校正されていることなどから、直ちに保安規定に抵触するものではなかった。 <p>【安全に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査終了後に計器を正規に再校正したため、プラント運転に際しては安全性に影響を及ぼすものではなかった。 	<p>評価区分：B</p> <p>理由：保安規定に直ちに抵触するものではなかったが、検査の成立性に問題があったため</p>
原	安全保護系 保護検出要素性能(校正)検査	同上	S56.11 ～ H10.5			

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
原	主蒸気隔離 弁漏えい率 検査 (停止後)	柏崎刈羽 1～3号 機	H6.9 ～ H10.10	<p>柏崎刈羽原子力発電所1号機第7回(平成6年9月)、第8回(平成8年2月)、第9回(平成9年7月)、第10回(平成10年10月)、同2号機第4回(平成7年9月)、同3号機第1回(平成6年9月)の各定期検査において、原子炉停止後に実施した主蒸気隔離弁漏えい率検査に関し、漏えい率(圧力降下量)の測定を行う際に、圧力降下量を測定する計測用配管の圧力計元弁を閉操作し、圧力の降下がない状態にして測定を行った。これにより、漏えい率を小さくする不正な操作を行い、合計9箇所の検査記録を改ざんした。改ざんは、平成9年から平成10年には、保修部原子炉課長(平成9年10月以降は保修部原子炉グループマネージャー)の了解のもと行われた。改ざんの動機は、停止後漏えい率検査においても、原子炉起動前の同検査の判定基準を超えないように見せかけることによって、検査官への説明等を回避しようと考えたことにある。</p>	<p>【検査への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本検査は主蒸気隔離弁の劣化の状況を把握するために、弁のシール機能を確認するものである。漏えい率に係わる判定基準は設けられていないが、本来開状態とすべき圧力測定用配管の元弁を閉状態で検査を実施したことは、検査の成立性に問題があった。 <p>【保安規定上の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定においてプラント停止後の漏えい率に関する規定はない。 <p>【安全に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正な操作を行った可能性の否定できない弁については、当該弁の内側隔離弁の検査結果は良好かつ改ざんの疑いがないうえ、プラント停止期間中に分解点検を実施していることを工事報告書により確認した。また、起動前に行った漏えい率検査の社内検査および官庁立会検査の記録からいずれも判定基準を満足していることが確認されており、安全性に影響を及ぼすものではなかった。 	<p>評価区分：B</p> <p>理由：保安規定に関連する規定がないため問題はなかったが、検査の成立性に問題があったため</p>

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
原	蒸気タービン性能検査 (タービン過速度トリップ検査)	柏崎刈羽 7号機	H13.3	<p>「蒸気タービン性能検査」の一部であるタービン過速度トリップ検査に関して、「タービン機械式トリップ弁作動トリップ」警報が発生しない設計となっていたが、第3回定期検査においては、検査関係者(6名)が、警報が出ないことを確認していたにも拘わらず、タービングループマネージャーがボイラー・タービン主任技術者等と相談のうえ検査成績書の修正は行わないことを決定し、警報の発生を「良」とする検査成績書が作成され検査証の交付を受け検査に合格したものであり、こうした行為は、検査記録の改ざんである。</p> <p>改ざんの動機としては、タービントリップ自体が他の警報で確認できているため、検査の成立性は確認できていること、過去の検査(第1回および第2回)を否定することになること、また、再起動させたプラントの停止を国から要求されるリスクを回避すること、国の検査官への説明が面倒と考えたことなどから、改ざんを行ったことが確認された。</p>	<p>【検査への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本検査は、蒸気タービンを定格回転数から昇速させ、所定の回転数以下で蒸気タービンが自動停止することを確認するものである。所定の回転数以下で蒸気タービンの非常调速機が作動しタービンが自動停止することは、「非常トリップ油圧低トリップ」などの警報や回転数等により確認されており、検査結果に直接影響を与えるものではなかった。 <p>【保安規定上の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定においてタービントリップに関する規定はない。 <p>【安全に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常時に蒸気タービンを停止させるための非常调速機について、機能が維持されていることが確認されていることから、安全性に影響を及ぼすものではなかった。 ・なお、第4回定期検査(平成14年)に、当該警報が発生するように設備改造が行われている。 	<p>評価区分：D</p> <p>理由：発生する警報については改ざんされていたが、タービンの自動停止そのものは確認されており、検査への影響及び保安規定上の問題はなかったため</p>

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
原	原子炉停止 余裕検査	福島第一 2号機	H12.9	平成12年9月に、福島第一原子力発電所2号機で実施した原子炉停止余裕検査（定期検査および使用前検査）において、中性子検出器（以下「SRNM」という）の配置位置の変更に伴い、検査要領書の変更手続きが必要となった。燃料技術グループでは、検査要領書の変更手続きにより、定期検査の工程に影響がでることを懸念していた。そのため、燃料技術グループのマネージャーと副長及び計測制御グループのマネージャーと副長の4名で協議を行い、検査要領書と異なる位置（SRNM故障の際に代替となるSRNMを配置する予備位置）にSRNMが配置されている状態を認識していながら、当該検査要領書の変更手続きを行うことなく検査を受検することを決定し、当該検査の検査立会責任者である原子炉主任技術者へその旨を報告の上、当該検査を受検し、これにより、当該検査に「良」の判定を得たものである。	<p>【検査に対する問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止余裕検査においては、SRNMが配置されていた位置は予備の配置位置として許認可上認められた位置であり、臨界監視上の問題はない。また、検査においては、検査要領書に定められた所定の制御棒を引き抜いた上で、炉心に配置された8本全てのSRNMの指示が安定していることを確認していることから、原子炉はこの状態で臨界未満であったと判断できるため、本事案は検査の合否結果に影響はなかった。 <p>【保安規定上の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当時の保安規定（第57次改定：平成12年6月16日施行）では、第33条に反応度停止余裕にかかる規定として、動作可能な制御棒のうち最大反応度価値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること（停止余裕）を燃料取替後に確認することが求められている。 本事案においては上記【検査に対する問題】の通り、原子炉停止余裕は適切に確認されており、保安規定に抵触するものではなかった。 <p>【安全に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事案は検査の合否判定に影響を与えるものではなく、検査によって保安規定上要求されている原子炉の停止余裕が確認されていることから、安全性に影響を及ぼすものではなかった。 	<p>評価区分：D</p> <p>理由：原子炉はこの状態で臨界未満であったと判断できるため、検査の合否に影響がなかったため。また原子炉停止余裕は確認されていることから保安規定に抵触するものではなかったため</p>

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
原	蒸気タービン性能検査（組立状況検査）におけるデータ処理の改ざん	柏崎刈羽7号機	H13.3	平成 13 年 3 月に実施した柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の第 3 回「蒸気タービン性能検査」の一部である組立状況検査（ローターアライメント状況）において、低圧タービンローター-LPA - LPB 間及び LPB - LPC 間のセンターリング記録のうち、カップリング（接続）面上開き測定値はそれぞれ 0.0875mm , 0.11mm であり、検査要領書における設定範囲（0.13mm ~ 0.23mm）を外れていた。タービンを製造した米国メーカーの技術的見解によると、このミスアライメント（芯ずれ）は許容できるものであり、運転中に不具合が発生することもない旨の回答を得た。そこで、当該実測値によって検査不合格となり、定期検査の工程に影響がでることを懸念し、タービングループの検査担当者は、上司であるマネージャー、副長、主任と相談し、検査要領書の設定範囲に収まった値（LPA - LPB 間及び LPB - LPC 間ともに 0.13mm）を検査成績書に記載して検査記録を改ざんした。なお、当該検査の検査立会責任者であるボイラータービン主任技術者には、検査担当部署のタービングループから本事案についての相談・報告等は行われていなかった。	<p>【検査への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タービンローターセンターリングの設定範囲は、個々のタービン設計をもとに組立時の据付作業における余裕を考慮して事業者が設定した値であり、それを検査要領書に判定基準として引用されていたものである。設定範囲を逸脱した場合、それが直ちにタービンの構造上の不具合を引き起こすものではないが、運転時の軸振動が増加することが懸念される。第 3 回定期検査の蒸気タービン性能検査のうち、負荷検査におけるタービンの軸振動の最大値は 0.066mm (4 時間平均値) であり、警報値である 0.175mm に対し十分低く、検査の目的であるタービンが安定して連続運転していることの確認は可能であることから、検査結果に直接影響を与えるものではなかった。 ・本事案においてはタービンローターセンターリング測定値を改ざんして検査成績書が作成されていたことは問題があった。 <p>【保安規定上の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定においてタービンローターセンターリング測定値に関する規定はない。 <p>【安全に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タービン組立時に米国製造メーカーによりミスアライメント（芯ずれ）が許容範囲内にあり、運転に支障がないとの見解が得られている。また、その後平成 13 年 3 月 9 日に実施した 7 号機第 3 回定期検査蒸気タービン性能検査のうち、負荷検査におけるタービンの軸振動の最大値は 0.066mm (4 時間平均値) であり、警報値である 0.175mm に対し十分低く、タービンは安定して連続運転していることが確認されており、安全性に影響を及ぼすものではなかった。 	<p>評価区分：D</p> <p>理由：検査要領書に定める設定範囲を逸脱してはいたものの、運転上の軸振動は管理値以内であり、検査結果に影響を与えるものではなかったため</p>

火力発電設備におけるデータ改ざん事案の概要（既報告 2 事案 + 追加 6 事案）

（火力：1 / 4）

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
火	定期検査・ 定期事業者 検査 上記検査の 時期変更 に係わる項目	東扇島 1, 2号機	S62 ～ H15	東扇島火力では、出力瞬時超過時に出力値を定格出力に書き換え、また、定格出力相当分を超えた電力量を次の時間帯に繰り越し、定格出力相当分の発電量とするデータ改ざんを行っていた。これらの改ざんは、平成 2 年以前は手入力で、平成 2 年以降はユニット計算機による自動処理にて行われていたが、現在は使用を中止している。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に係る問題より、安定供給確保のための定格運転を重視したこと。 ・検査官からの指摘回避を優先したこと。 ・検査データの重要性に対し認識不足があったこと。 ・検査データの適切な取り扱いについて、本店等上位機関に相談しなかったこと。 ・監査等のチェック機能が十分機能しなかったこと。 	評価区分：D 理由：ボイラー M C R 範囲内の定格出力超過出力は技術評価にて問題なしと確認済みであり、東扇島火力に限定されているため
火	定期事業者 検査 上記検査の 時期変更 に係わる項目	袖ヶ浦 3号機	H17.5 ～ H19.1	袖ヶ浦火力では、給水流量計のオリフィスを取替えたところ、給水流量計の指示値が約 2 %（定格給水流量で約 60t/h）大きくなったため、製造メーカーから提案のあった給水流量計指示値の約 1.6%（同約 47t/h）補正ではなく、オリフィス取替え前と同指示値となるよう指示値を約 2 %小さくなるよう設定変更した。なお、この指示値は、定期事業者検査試運転前にメーカー提案補正值未満に是正している。	<ul style="list-style-type: none"> ・技術検討が不十分であったこと。 ・技術的判断について、本店等上位機関に相談しなかったこと。 	評価区分：D 理由：法定検査への影響がなく、袖ヶ浦火力に限定されているため

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
火	定期検査・ 定期事業者 検査 上記検査の 時期変更 に係わる項目	千葉 横須賀 川崎 横浜 五井 姉崎 南横浜 鹿島 大井 袖ヶ浦 広野 富津	S50年代 半ば頃 ～ H15	火 に記載した出力瞬時超過時の出力及び電力量のデータ改ざんを、左記12火力発電所でも、手入力により行っていた。ただし、関係者の記憶が必ずしも明確ではなく、現存資料により改ざんの実を確認することが困難であったことから、改ざんの具体的なユニット・経緯の特定には至らなかった。なお、平成15年3月以降、このような改ざんは行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に係る問題より、安定供給確保のための定格運転を重視したこと。 ・検査官からの指摘回避を優先したこと。 ・検査データの重要性に対し認識不足があったこと。 ・検査データの適切な取り扱いについて、本店等上位機関に相談しなかったこと。 ・監査等のチェック機能が十分機能しなかったこと。 	<p>評価区分：C</p> <p>理由：ボイラーMCR範囲内の定格出力超過出力は技術評価にて問題なしと確認済みであるが、複数の火力発電所で行われていたため</p>
火	定期検査	東扇島 1,2号機	H6 ～ H10	東扇島火力では、需給逼迫時の緊急避難的な措置に備え、増出力確認試験を定期検査の試運転時に行うことがあったが、保安日誌上は出力・電力量・主蒸気流量が定格値相当となるよう改ざんしていた。なお、平成11年以降は、このようなデータ改ざんは行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・検査データの重要性に対し認識不足があったこと。 ・実計測値の法定検査への影響を過剰に認識していたこと。 ・監査等のチェック機能が十分機能しなかったこと。 	<p>評価区分：D</p> <p>理由：ボイラーMCR範囲内の定格出力超過出力は技術評価にて問題なしと確認済みであり、東扇島火力に限定されているため</p>

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
火	定期検査・ 定期事業者 検査 上記検査の 時期変更 に係わる項目	横須賀 横浜 五井 南横浜	S50年代 後半頃 ～ H14	横浜・五井・南横浜の3火力で、蒸気温度が定格温度を8以上または14以上超過した場合に、定格温度に書き換え超過時間を0分としていた。横須賀・横浜・五井・南横浜の4火力で、蒸気温度が定格温度を若干超過した場合(8未満)に定格温度に書き換えていた。 更に、南横浜火力2号機で、主蒸気圧力が定格圧力5%超で運転された際、定格圧力に書き換え超過時間を0分としていた。 なお、平成14年8月以降、これら改ざんは行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> 検査官からの指摘回避を優先したこと。 検査データの重要性に対し認識不足があったこと。 検査データの適切な取り扱いについて、本店等上位機関に相談しなかったこと。 監査等のチェック機能が十分機能しなかったこと 	評価区分：C 理由：時期変更承認申請において許容される範囲内での温度・圧力超過であるが、複数の火力発電所で行われていたため
火	定期事業者 検査 上記検査の 時期変更 に係わる項目	横浜 5号機	H12.9	ユニット起動時に、再熱蒸気温度が約13分間、定格温度を28以上超過したが、運転日誌上の28以上超過した時間を0分に改ざんした。 但し、結果的に同機では、このデータを利用して定検時期変更承認申請は行われなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 検査官からの指摘回避を優先したこと。 検査データの重要性に対し認識不足があったこと。 時期変更承認への影響を避けようとしたこと。 検査データの適切な取り扱いについて、本店等上位機関に相談しなかったこと。 監査等のチェック機能が十分機能しなかったこと。 	評価区分：D 理由：改ざんしたデータを利用して時期変更承認申請を行わなかったため

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
火	定期事業者 検査 上記検査の 時期変更 に係わる項目	東扇島 2号機	H17.3 ～ H18.12	東扇島火力2号機では、時期変更申請を行った際、2号ボイラー設備に余寿命診断対象となる設計温度450以上の部位があったにもかかわらず、存在しないと判断し、時期変更申請書に「対象部位なし」と記載して申請を行った。なお、平成18年12月、同申請書に不適切な記載があることが判明し、平成19年1月に当該部位の余寿命診断を実施し、十分な余寿命を有していることを確認している。	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフチェックが不十分であったこと。 ・監査等のチェック機能が十分機能しなかったこと。 	評価区分：D 理由：当該部位は十分な余寿命を有していることを確認済みであり、東扇島火力に限定されているため。
火	定期事業者 検査 上記検査の 時期変更 に係わる項目	広野 1号機	H17.1 ～ H18.12	広野火力1号機は、平成16年10月から平成17年1月の定期事業者検査時において実施した伝熱管の肉厚測定実施箇所のうち、減肉箇所を高精度で再計測しているにもかかわらず、初回計測と再計測の記録を混在させ、更には再計測した経緯を残さなかったため、どちらが適正な計測記録かが判別できなくなった。なお、当該部位が強度上必要としている最小肉厚を満たしていることは確認済みである。	<ul style="list-style-type: none"> ・監査等のチェック機能が十分機能しなかったこと。 	評価区分：D 理由：当該部位は強度上必要な最小肉厚を満たしていることを確認済みであり、広野火力に限定されているため。

水力発電設備におけるデータ改ざん事案の概要（既報告 5 事案 + 追加 1 事案）

（水力：1 / 4）

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
水	【既報告】 使用承認の ための立入 検査	玉原発電 所 玉原ダム	S58	<ul style="list-style-type: none"> ・検査資料を作成した際、ダム天端部分の変形データの内、上流側に変位したデータの1つが水位の関係等から説明のつきにくい動きを示したことから、上流側に変位したデータを下流側変位に改ざんし、検査に使用した。 ・ダムの計測結果並びに点検結果より、安定した挙動を示しているとともに、異常は認められていないことから、安全な状態を確保できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明しにくいデータについて、技術的に解明し当局に説明するのではなく、安易に「安全性は問題ない」として、行政への説明、対応を回避したこと。 	<p>評価区分：D</p> <p>理由：改ざん前の実測値は検査合否に影響を与えるデータではなかったため。</p>
水	【既報告】 使用承認の ための立入 検査	葛野川発 電所 葛野川ダ ム	H11	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年 6 月からの初期湛水時、運転開始期日を守らなければならないという観点から、貯留制限期間（平成 10 年 7 月～8 月）においても貯留を実施した。これがきっかけとなって、この貯留制限期間内の貯留が判明しないよう、水位データ、関連する揚圧力、漏水量を改ざんし、そのデータをもって通商産業省（当時）への使用承認申請（平成 11 年 11 月提出）を行った。 ・挙動評価結果並びに点検結果より、安定した挙動を示しているとともに、特筆すべき劣化変状も認められないことから、安全な状態を確保できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの初期データは、ダムの安全性を評価するうえで極めて重要な位置づけであるにもかかわらず、安易に改ざんしたこと。 ・運転開始期日を守るという責任感は社員として重要な価値観であるが、その価値観をルールの遵守よりも上位に置いたこと。 	<p>評価区分：D</p> <p>理由：改ざん前の実測値は検査合否に影響を与えるデータではなかったため。</p>

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
水	【既報告】 立入検査	一ノ瀬発電所 丸沼貯水池	H16	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年以前の委託会社の測量方法がずさんであり、雪崩や崩落により一部の測量杭が埋没していた。そこで委託先を変更し測量環境を再整備のうえ測定したところ、それまでの測量値とは大きく違う値となったことから、平成元年度以降の定期報告を以前の値とつじつまが合うように改ざんした。(平成13年度まで継続して実測値にすり合わせた) 平成16年の立入検査において、その改ざんしたデータを使用した。 ダム直上流の堆砂がダム本体の安定性に及ぼす影響、末端部の堆砂が周辺の土地や構造物等に及ぼす影響、堆砂による濁水発生が周辺環境等に及ぼす影響がそれぞれ問題ないことから、安全性は確保できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年以前の測量方法がずさんであったが、当社の測量委託会社へのチェックが不足していたこと。なお、この点は、平成元年の基準点の再整備により解消され、現在もこの状態が維持されている。 正確に測量した結果、より実態に則した値となったが、その事実を当局に説明した上で是正するのではなく、安易に改ざんにより対応してしまったこと。 	<p>評価区分：D</p> <p>理由：改ざん前の実測値は検査合否に影響を与えるデータではなかったため。</p>
水	【既報告】 立入検査	須田貝発電所 須田貝貯水池	H10	<ul style="list-style-type: none"> 堆砂測量の全66測量断面のうちダム直上流1断面を測量するのに流木や網場(流木よけの網)があり測量が難しかったため、委託会社がこれを測量せず、根拠に乏しい推測値によりその部分の堆砂量を算出し、当社はそれに気がつかずそのまま当局へ報告していた。 平成10年の立入検査においても、その堆砂量を報告していた。 ダム直上流の堆砂がダム本体の安定性に及ぼす影響、末端部の堆砂が周辺の土地や構造物等に及ぼす影響、堆砂による濁水発生が周辺環境等に及ぼす影響がそれぞれ問題ないことから、安全性は確保できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社及び当社子会社の測量委託会社へのチェックが全く機能せず、現在に至るまで発見されなかったこと。 	<p>評価区分：D</p> <p>理由：改ざん前の実測値は検査合否に影響を与えるデータではなかったため。</p>

番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
水	【既報告】 立入検査	塩原発電所 八汐調整池	H17	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水式発電所の上部調整池であるため、河川からの土砂の流入がほとんどないと考え堆砂測定をしないまま堆砂量を「0」で報告。(平成6年～平成13年の定期報告) ・平成14年の原子力不祥事公表を契機に測量を開始したが、堆砂が計測されたことから、それまでの報告との整合を図るため、同支店の土木部門とも相談のうえ、「0」での報告を継続した。平成17年の立入検査においても「0」と報告した。 ・ダム直上流の堆砂がダム本体の安定性に及ぼす影響、末端部の堆砂が周辺の土地や構造物等に及ぼす影響、堆砂による濁水発生が周辺環境等に及ぼす影響がそれぞれ問題ないことから、安全性は確保できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な前例を安易に踏襲してしまったこと。 ・測量が実施されていないことは書類で明らかであるにもかかわらず、内部監査等で見過ごされてきたこと。 ・平成14年以降は測量を実施するものの、結果して改ざん行為を続けるという極めて不適切な判断を行ったこと。 	評価区分：D 理由：改ざん前の実測値は検査合否に影響を与えるデータではなかったため。

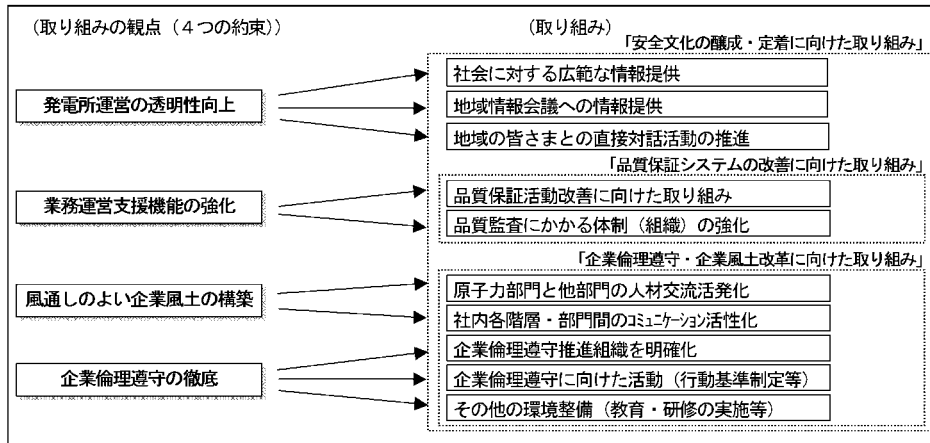
番号	法定検査	発電所 ユニット	改ざんの 時期・期間	事実関係	検査などに対する問題点	評価区分と その理由
水	【追加】 使用承認の ための立入 検査	葛野川発 電所 上日川ダ ム 葛野川ダ ム	H11	<ul style="list-style-type: none"> ・上日川ダムについては、水利使用規則に抵触する行為等（貯留できない時期に水を貯留する等）を建設省（当時。以下同じ）に隠すため、葛野川水力建設所第一工事事務所の土木担当部署は、所長、次長または課長まで了解のもと、平成9年6月から平成11年7月までの水位データを断続的に改ざんした。 ・葛野川ダムについては、平成19年1月24日付の「当社水力発電所の電気事業法に係るデータ改ざん及び無届工事に関する調査報告書」において報告済みの期間（平成10年6月～9月）以降、平成11年11月までの間においても、水利使用規則に抵触するおそれのある行為（超過していた貯留量を解消するため流入量以上の水を放流する等）を建設省に隠すため、葛野川水力建設所第三工事事務所の土木担当部署は、課長まで了解のもと、水位とこれに関連した漏水量のデータを断続的に改ざんした。 ・また両ダムにおいて、揚水式発電所の水収支関連データ（水位、流入量、使用水量等）が計測精度の違い等から一致しないことへの対応として、建設所及び各工事事務所の関係部署は、協議のうえ、有水試験開始（平成11年4月）以降において、有効貯水容量を基準として水位データを含む水収支関連データを整合させていた期間があった。 ・この水位・漏水量データをもって、通商産業省（当時）への使用承認申請（平成11年11月提出）を行った。 ・拳動評価結果並びに点検結果より、ダムは安定した拳動を示しているとともに、特筆すべき劣化変状も認められないことから、安全な状態を確保していると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転開始期日を守るという責任感は社員として重要な価値観であるが、その価値観をルールの遵守よりも上位に置いたこと。 ・指摘を受けそうなデータについて、行政への説明を回避したいという考えから安易にデータを改ざんしたこと。 	<p>評価区分：D</p> <p>理由：改ざん前の実測値は検査合否に影響を与えるデータではなかったため。</p>

「当社原子力発電所における自主点検作業にかかる不適切な取り扱い等に対する再発防止対策の実施状況」の概要

1. 本報告書の目的・特徴

- 当社は昨年 10 月に経済産業大臣より今年 3 月末までに再発防止対策の具体的な進捗状況を報告するよう指示を受けました。本報告書は、この指示に基づき、国への報告としてまとめたものです。
 - ・平成 14 年 10 月 1 日付経済産業大臣発「原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題について」(平成 14・10・01 原第 1 号)
- 本報告書は、当社原子力についての一連の不祥事の原因や背景を次の 3 つに集約し、それぞれに対応する再発防止対策の現状を述べています。
 - ① 品質保証システムの問題
 - ② 企業倫理遵守・企業風土の問題
 - ③ 安全文化の醸成・定着の問題

2. 「4 つの約束」との関係



3. 本報告書の概要

1. 品質保証システム改善に向けた取り組み

問題点：

- ①原子力部門の品質保証に関し、トップマネジメントの関与等、全般的に権限と責任が不明確
- ②業務遂行にあたっての基本ルールを定めた規程・マニュアルの整備が不十分。個人・組織の裁量頼み
- ③PDCAのうちCAにかかる規定が不十分で継続的改善を行う仕組みが不明確
- ④品質保証的な考え方(QA マインド)の組織・個人への浸透が不十分
- ⑤他部門からのチェック機能が不十分

改善点：

- (1) 品質保証活動の改善
 - ①品質保証の推進体制の明確化
 - 「原子力品質保証基本計画書」を制定し、品質保証の権限と責任を明確化
 - ②マニュアルの整備
 - ISO 認証機関による評価、規制当局からの指摘事項を順次反映、「不適合管理マニュアル」を制定。発電所内横断組織「不適合管理委員会」で不適合情報を共有・活用
 - ③品質保証にかかる教育・研修の強化
 - QA マインド浸透に向けて、発電所長から担当者に至るまで、品質保証にかかる教育・研修を実施(15 年度から)

(2) 品質監査にかかる体制(組織)の強化

- 原子力部門から独立した社内監査組織「原子力品質監査部」およびそれに所属する「品質監査部」を設置
 - ・原子力部門と原子力部門以外の部門の人材をバランスよく配置、社外人材の登用
 - ・監査結果は、随時社長、原子力本部長、原子力発電所長に報告
- 社外委員で構成され、原子力安全、品質保証について審議を行う「原子力安全・品質保証会議」を設置

2. 企業倫理遵守の徹底・企業風土改革に向けた取り組み

問題点：

- ①「東京電力企業行動憲章」(平成 9 年)、「風土改革のための 5 つの提案」(平成 11 年)などに取り組むも、継続的理研活動の不足、推進のため社内体制の未整備などにより、社員の問題意識への訴求が不十分
- ②安定供給への過剰な意識が、不正行為に至った原因のひとつ
- ③固定的な人事異動により、原子力部門の同質化と他部門に対する閉鎖性を生み、経営層を含む他部門からのチェックが十分機能しない背景につながる
- ④原子力部門内の部門毎にも同質性と閉鎖性があり、安全性についても独善的な判断を行うに至る

改善策：

(1) 企業倫理遵守の徹底

- ①経営管理面での位置づけ
 - 経営層自らの継続的コミットメントの下で各組織の業績目標として明確化。経営課題として明示
- ②推進組織の明確化
 - 社外有識者を加えた「企業倫理委員会」設置、企業倫理相談窓口の開設、人的ネットワーク構築
- ③企業行動憲章の周知、企業倫理行動基準の策定
 - 「企業倫理遵守に関する行動基準」原案を社内にし、小グループ討論などを通じて策定
- ④その他の環境整備
 - 社内法務部門の体制強化、企業倫理遵守徹底に向けた教育・研修・社内広報

(2) 風通しのよい企業風土構築

- ①社内各階層・部門間のコミュニケーション活性化
 - 経営層が原子力発電所を含む各店所・第一線事業所を訪問して直接対話を実施
- ②原子力部門と他部門との人材交流活性化
 - 管理職キャリアパスとしての他部門への異動、若手社員(入社 3 年以内)に対する営業第一線職場での研修
- ③原子力部門内外の情報流通活性化
 - 「不適合管理委員会」や今後の組織改編において、原子力部門内外の情報流通を活性化

3. 安全文化の醸成・定着に向けた取り組み

問題点：

- 原子力安全に取り組む当社の姿勢、風土等(安全文化)の醸成・定着が不十分であったと認識
 - ・「(自分たちが考える)安全性さえ確保していればよい」とする意識が繰り返された
 - ・安全よりも電気の安定供給を優先した

改善策：

- (1) 安全を最優先する経営姿勢の表明
 - 安全最優先を賞揚している「東京電力企業行動憲章」の周知徹底、安全最優先を指示した社長メッセージの発信
- (2) 安全文化向上を推進する組織の設置
 - 15 年度内の組織改編に際して、安全文化向上を推進する組織設置を検討
- (3) 現場社員(発電所所員)の士気と誇りの高揚
- (4) 情報公開による透明性の確保
 - 発電所地域情報会議設置を立地自治体を中心となって実現
- (5) 報告する文化の醸成(組織内外の風通しのよさ)
- (6) 謙虚に学ぶ(「他に学ぶ」、「失敗に学ぶ」)文化の醸成
- (7) 常に問い直す批判的精神、習慣(Questioning Attitude)の醸成
- (8) 業務実施状況をモニターする仕組みの構築
 - 安全にかかる業務の実施状況を客観的に見る仕組みを構築し、独善的判断に陥ることを防止
 - ・「原子力品質監査部」、「品質監査部」、「原子力安全・品質保証会議」の設置

第1の約束：情報公開と透明性確保

～情報公開を徹底し、社外の視点を取り入れて透明性の高い発電所運営を行います～

○原子力発電所の業務運営に関する情報を公開し、発電所運営が適切に行われていることをご確認いただけるようにいたします(立地地域による発電所地域情報会議の設置と当社の情報公開の考え方を決定)

- ①発電所運営に関する地域の声をうかがいます
- ②社員同伴の上、発電所内の現場をはじめ発電所構内の可能な限りのアクセスを保証します
- ③安全運転を確認するために必要な情報を提供します(核物質防護・不拡散に関わる情報、個人情報、意思決定プロセス等を除く)

1)「福島第一原子力発電所」、 「福島第二原子力発電所」

- 立地4町(双葉、大熊、富岡、楢葉)を中心に検討し、所在町協議会で設置を決定(15.1.14)
 - ・名称：「福島県原子力発電所所在町情報会議」(議長：高倉古久東北放射線科学センター理事)
 - ・メンバー：23名(立地4町推薦の自治体・商工関係者の方々等各5名、高倉議長、両発電所長)

○第1回会議：2月6日開催。第2回会議は3月下旬開催の予定。4回/年程度の頻度で実施

2)「柏崎刈羽原子力発電所」

- 柏崎市を中心に、県、刈羽村、西山町の行政及び立地地域の代表メンバーで準備会にて議論
 - ・名称：「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」
 - ・メンバー：商工会議所、JA、地域住民の方々等計25名
 - ・「地域の会」は毎月1回開催し、住民代表の方々のみの集まりとし、事業者から情報を得て意見交換する。年4回、「地域の会」に自治体、国、事業者を含めた「情報共有会議」を開催
 - ・自治体、当社を加えて3回の準備会を開催。本年度内に第1回「地域の会」を開催予定

○第三者による原子力安全・品質監査の仕組みを整備いたしました

①原子力安全・品質保証会議設置 (敬称略)

- ・議長：成合英樹(筑波大学名誉教授)
- ・社外委員：大伏由利子(消費科学連合会副会長)、高倉古久(東北放射線科学センター理事)、竹野下喜彦(弁護士)、中條武志(中大理工学部教授)、広瀬弘忠(東京女子大文理学部教授)
- 第1回会議：12月19日開催。GE社指摘事項に関する調査報告書の概要、自主点検作業の総点検に関する報告、監査の進め方とH14下期監査テーマの選定などを審議
- 第2回会議：2月13日柏崎刈羽原子力発電所にて開催。現地視察を踏まえた原子力安全・品質保証に関する意見交換実施。社外委員の方々からの主なご意見は下記のとおり
 - ・原子力を運営するシステム、ソフト面をどうやってきちんとしたものにしていくかに意を用うべき
 - ・マニュアルの整備にあたっては、ルーチンの手続きを明定するだけでなく、リスクに適切に対応できるようにすることをねらいとして進めていくべき など
- 第3回会議：3月下旬開催予定(監査結果報告)

②第三者機関によるマニュアル・業務プロセスのチェック

- 業務遂行上のルールの明確化及び業務プロセスの改善を図るため、マニュアル類の整備・見直しを進めている(不適合管理、文書・記録管理、検査・試験管理に係るマニュアルの制定を終了)
- マニュアル類の整備・見直しにあたっては第三者機関の評価結果を活用している
 - ・第三者機関としてロイドレジスター・クオリティ・アシユアランス・リミテッド社と委託契約を締結(11月15日)
 - ・JEA4101、ISO9001に基づき、不適合管理、文書・記録管理、調達管理、設計管理、検査・試験管理等を対象に年度末までに8回のレビュー実施。3月末に報告予定

第2の約束：業務的的確な遂行に向けた環境整備

～社員・組織的的確な業務遂行を支援する機能を強化します～

○社長指示により、全店所において不具合事例を抽出しています

○法令上、倫理上の悩みを気軽に相談できる窓口を設置いたしました

- 「原子力部門専用相談窓口」の開設(10月18日)：電子メール、イントラネット、電話で受付
- 「企業倫理相談窓口」の開設(10月31日)：電子メール、イントラネット、郵便、電話で受付
 - ・寄せられた相談は企業倫理委員会に報告し、社会およびお客様の信頼を損なうと判断した事案については、事案の内容・対応経過・再発防止策を公表
- 「資材取引相談窓口」の開設(1月20日)：インターネット、郵便、電話で受付
 - ・取引上の問題を取引先が提起する窓口。内容に応じて、企業倫理委員会と連携

○原子力発電所ごとに組織横断的に「不適合管理委員会」を設置し、約3,000件(ドアの破損等も含む)の不適合事例を審議しています

○全社・全部門にわたる規程・マニュアルの総点検を実施しています

第3の約束：原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革

～原子力部門の閉鎖性を打破し、風通しのよい企業風土を構築します～

○原子力部門における「品質保証」体制を整備いたしました

- 本店に原子力品質監査部設置：10月15日
- 原子力発電所に品質監査部(原子力品質監査部の駐在機関)設置：11月1日
- 「原子力品質保証基本書計画書」制定(1月27日)：原子力部門の業務遂行にあたっては、JEA4101、ISO9001を参照して的確な品質保証活動を行うことを明記
- 社長は原子力安全・品質保証会議に出席し、社外委員のご指導を仰ぐ
- 原子力発電部の品質監査組織に社外人材を登用(ホームページで一般公募。6名採用)
- 各階層・部門間の問題意識を共有するための社内コミュニケーション活性化を進めています
 - ・会長：原子力発電所を含む26事業所、社長：原子力発電所を含む11事業所、原子力本部長：9事業所(なお、原子力3サイトについては原則毎週訪問) 他35事業所。継続中

○原子力部門と他部門との間の人材交流を随時実施しております

○原子力発電所においても風土改革への取り組みを進めております

- ・意識改革キャンペーンの実施、トラブル発生時の社員・協力会社との迅速な情報共有

第4の約束：企業倫理の徹底

○企業倫理の徹底に向けた体制を整備いたしました

- ・企業倫理担当役員設置：9月25日(会長)、企業倫理事務局設置(10月15日)
- ・本店各部、各事業所に企業倫理責任者・企業倫理担当設置(11月27日)

○「企業倫理委員会」を設置いたしました

- 社外委員：野崎幸雄(弁護士)、三宅なほみ(中京大学情報科学部認知科学科教授)、(敬称略)梅津光弘(日本経営倫理学会理事)、笹岡好和(東電労組中央執行委員長)
- 委員会開催：第1回委員会(10月31日開催)、第2回委員会(11月27日開催)、第3回委員会(12月24日開催)、第4回委員会(2月26日開催)

○「企業倫理遵守に関する行動基準」の作成に向けて取り組みを進めております

- ・日常生活、日常業務の中で、常に企業倫理遵守を意識して行動するための基準を、全社員が参加してつくる取り組みを進めている
- ・パソコンなどを活用して社員相互の意見交換を実施

○企業倫理遵守のための教育・研修を随時実施しています

- ・役員、部長、GM級を対象とした講演会：10月30日、2月12日開催
- ・事業所長、副店所長、カスタマーセンター・工事センター所長を対象とした研修：11月25、26日、12月12日実施
- ・企業倫理担当対象の研修：1月20、24、27日、2月5日実施